

令和4年第3回矢掛町議会第2回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 令和4年5月24日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （閉会） 午前11時39分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	教 育 長	山 部 英 之
総 合 政 策 監	安 部 正 和	総 務 防 災 課 長	堀 賢 一
企 画 財 政 課 長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	妹 尾 茂 樹
健 康 子 育 て 課 長	小 川 公 一	福 祉 介 護 課 長	稲 田 由 紀 子
産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志	教 育 課 長	藤 原 徳 忠
矢 掛 病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆	会 計 管 理 者	稲 田 欽 也
介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	小 出 優 子	矢 掛 寮 長	西 山 弘 之
総 務 防 災 課 長 代 理	立 川 人 士	企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘
企 画 財 政 課 財 政 係 長	石 井 亮 太 郎		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第 1 仮議席の指定について

- 日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙について
- 日程第 3 決定第 1 号 議席の決定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 選挙第 2 号 副議長選挙について
- 日程第 7 決定第 2 号 常任委員会委員の指名について
- 日程第 8 決定第 3 号 議会運営委員会委員の指名について
- 日程第 9 選挙第 3 号 岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の選挙について  
選挙第 4 号 岡山県西部衛生施設組合議会議員の選挙について  
選挙第 5 号 岡山県井原地区清掃施設組合議会議員の選挙について  
選挙第 6 号 井原地区消防組合議会議員の選挙について
- 日程第 10 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）  
議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 日程第 11 議案第 33 号 監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 12 諸般の報告

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員中最年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

そこで、出席議員中最年長でございます浅野議員を御紹介申し上げます。浅野議員、議長席にお着きいただきますよう、よろしく願いいたします。

**○臨時議長（浅野 毅君）** 皆さん、おはようございます。

ただいま御紹介いただきました浅野でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは、座らせていただきます。

それでは、議事を進行させていただきます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回矢掛町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、町長からの御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第3回矢掛町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様とは、先日の全員協議会におきましてお会いしたところでございますが、本日は、町長及び町議会議員の任期満了に伴います改選後の初議会でございます。

改めまして、議員の皆様には、御当選まことにめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

また、私ごとで恐縮ではございますが、私にとりまして、町民の皆様はもとより、多くの団体からの温かい御支援を頂戴し、無投票当選の栄に浴しまして、町長という重責を担わせていただくこととなりました。

御承知のとおり、4期16年にわたりまして、町の発展に多大な貢献をされました山野町長の後を受けまして、矢掛町の未来を担う舵取り役をお引き受けするわけでございますが、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。

矢掛を愛する皆様の御意見等をお伺いしながら、対話と交流を大切に、私たちのふるさとを守る。また、更なる矢掛町の発展に向けまして、明るく希望が持てるまちを築けるよう、職員共々、英知を結集し、全力を傾ける所存でございます。

なお、この議会におきまして、私自身、町長就任にあたりまして、町政に対します政策方針等につきまして、お話させていただくべきかとも考えておりましたが、このたびの臨時議会につきましては、議会構成を主としておりますし、そして、来月には、定例議会がございます。その際には、3月議会で議決いただきました今年度予算の肉付けや取組方針等につきましての御説明も必要となってまいらうかと存じます。今議会におきましては、就任の御挨拶のみにとどめさせていただきたいと存じますので、御理解の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は議会構成と併せまして、執行部からの提案といたしまして、専決処分の承認を求めることについて2件の御審議をいただくことにいたしておりますので、どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

**○臨時議長（浅野 毅君）** 町長の挨拶が終わりました。

ここで御報告いたします。病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（浅野 毅君） 日程第1，仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席のとおりといたします。

~~~~~

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（浅野 毅君） 日程第2，選挙第1号，議長選挙を行います。

議長選挙の方法について、お諮りいたします。選挙の方法は投票が原則であります。全会一致の場合は指名推選によることもできることとなっております。これにつきまして、御意見はありませんか。

仮議席番号11番，土田正雄君。

○仮議席11番（土田正雄君） 原則の投票により行っていただきたいと思っております。

○臨時議長（浅野 毅君） ただいま仮議席番号11番土田正雄議員より、原則の投票によるべきという発言がありましたが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙は投票により行うことに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。投票に入る前に、ここで休憩をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。それでは、投票前に休憩することに決しました。

さらに、お諮りいたします。休憩はいつまでにいたしましょうか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浅野 毅君） 暫時休憩という御意見がありましたが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。それでは、暫時休憩ということに決しました。

さらに、もう一点お諮りいたします。本日の会議は、初会議の人事案件のほか執行部からも議案が提出されておりますが、議会人事案件が終了するまでの間の町執行部の方々の会議出席の可否につきましては、適宜町長に一任したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。議会人事案件が終了するまでの間、町執行部の方々の会議出席の可否につきましては、適宜町長に一任いたします。

それでは、今から暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

○臨時議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖をいたします。事務局，議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（浅野 毅君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に，立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして，仮議席番号1番土井俊彦君と仮議席番号2番昼田政義君を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（浅野 毅君） 念のため申し上げますが，投票は単記無記名をお願いいたします。

配付漏れはありませんか。

〔なし〕

○臨時議長（浅野 毅君） 配付漏れなしと認めます。

次に，投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（浅野 毅君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票に入ります。それでは，仮議席番号1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（浅野 毅君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○臨時議長（浅野 毅君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。仮議席番号1番土井俊彦君と仮議席番号2番昼田政義君は開票の立会いをお願いいたします。開票。

〔開票〕

○臨時議長（浅野 毅君） 開票の結果を御報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

花川大志君 7票

川上淳司君 3票

浅野 毅君 2票

以上でございます。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって，花川大志君が議長に当選と決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。事務局，議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（浅野 毅君） ただいま議長に当選されました花川大志君が議長におられますので，本席から会議規則第33条第2項の規定によりまして，当選告知をいたします。

花川大志君，議長当選の承諾並びに挨拶を議長席前の演台をお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 改めまして、先ほどの選挙におきましては、身に余る多数の御支援を賜りましたこと、心から感謝を申し上げます。謹んでこの結果を考え、議長職に就くことを承諾いたします。

選挙結果が示すとおり、矢掛町議会には多様な意見があります。これこそが議会の本旨でございます。折しも、新しい町長を迎え、矢掛町は新しい方向に向かってまいります。これは、行政も議会も同じでございます。しっかりと、是々非々でさまざまなまちの課題に臨み、さまざまな意見をこの議会から出し、しっかりと声を聞いていただき、矢掛町がすばらしいまちになるよう、まず議会からしっかりと行政へ意見を届けていく。そのことに御協力をお願い申し上げます、承諾の挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。（拍手）

**○臨時議長（浅野 毅君）** 議長には議長席にお着きください。

これをもちまして、臨時議長の職務を終了いたします。御協力に感謝し、議長と交代いたします。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 議長を交代いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

それではこの際、議事日程の追加を行います。

ただいまから職員が議事日程を配付いたしますので、暫時休憩いたします。休憩。

〔追加議事日程配付〕

**○議長（花川大志君）** それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の追加議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第3 決定第1号 議席の決定について

**○議長（花川大志君）** 日程第3、決定第1号、議席の決定についてを議題といたします。

議席の決定は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が定めることになっておりますので、念のため職員に議席番号及び議員の氏名を朗読させます。議会事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 失礼いたします。それでは、命によりまして、議席の順番を御報告申し上げます。

議長決定により変更がありまして、1番土井俊彦議員、2番昼田政義議員、3番福田京子議員、4番岸野榮治議員、5番田中輝夫議員、6番原田秀史議員、7番小塚郁夫議員、8番石井信行議員、9番川上淳司議員、10番が議長の花川大志議員となっております、11番が土田正雄議員、12番が浅野毅議員でございます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 議席につきましては、ただいま朗読したとおり決定いたしましたので、席の御移動をお願いいたします。

〔席移動〕

~~~~~

日程第4 会議録署名議員の指名

**○議長（花川大志君）** 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号1番土井俊彦君、議席番号2番昼田政義君を指名いたします。

~~~~~

日程第5 会期の決定

○議長（花川大志君） 日程第5，会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は，本日1日といたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よつて，本臨時会の会期は，本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第6 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（花川大志君） 日程第6，選挙第2号，副議長選挙を行います。

副議長選挙の方法について，お諮りいたします。選挙の方法は投票が原則であります，全会一致の場合は指名推選によることもできることになっております。これにつきまして，御意見はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） それでは，議長選に準じ，投票によつて行うことといたします。

投票による選挙に御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よつて，副議長選挙は投票によつて行うことに決定いたしました。

さらに，お諮りいたします。投票に入る前に，ここで休憩に入りたいと思ひますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。それでは，投票前に休憩することに決しました。

さらに，お諮りいたします。休憩はいつまでにいたしまししょうか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 暫時休憩という御意見がありました，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。それでは，暫時休憩ということに決し，ただいまから休憩に入ります。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから副議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖をいたします。事務局，議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（花川大志君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に，立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして，議席番号3番福田京子君と議席番号4番岸野榮治君を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（花川大志君） 念のために申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。  
配付漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（花川大志君） 異常なしと認めます。  
ただいまから投票に入ります。それでは、議席番号1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（花川大志君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。議席番号3番福田京子君と議席番号4番岸野榮治君は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（花川大志君） 開票の結果を御報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 白票1票

有効投票中

田中輝夫君 11票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、田中輝夫君が副議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。事務局、議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（花川大志君） ただいま副議長に当選されました田中輝夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選を告知いたします。

田中輝夫君、副議長当選の承諾並びに挨拶を議長席前の演台でお願いいたします。5番、田中君。

○副議長（田中輝夫君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。先ほどの副議長の選挙におきましては、御推薦いただきましてありがとうございます。それこそ、いま、正に、その責任の重さをひしひしと感じている次第であります。選任していただきました以上、これからは議長を補佐し、皆様方の御協力をいただきながら円滑な議会運営に努めてまいります。どうか、先輩並びに同僚の議員の皆様方にはこれからの御指導、御鞭撻をいただきますようによろしくをお願いいたします。甚だ簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

~~~~~

○議長（花川大志君） ここで暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから暫時休憩いたします。休憩。  
〔暫時休憩〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第7 決定第2号 常任委員会委員の指名について

○議長（花川大志君） 日程第7、決定第2号、常任委員会委員の指名についてを議題といたします。

各常任委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。既に選考しておりますので、ただいまから議会事務局長に各常任委員会の選任案を朗読、発表させます。議会事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君） 失礼いたします。それでは、命によりまして、議長指名によります各常任委員会委員の選任案を朗読させていただきます。

まずは、総務文教常任委員でございますが、定数は6名で、浅野毅議員、川上淳司議員、石井信行議員、田中輝夫議員、昼田政義議員、土井俊彦議員の6名でございます。

続きまして、産業福祉常任委員は、こちらも定数は6名で土田正雄議員、花川大志議員、小塚郁夫議員、原田秀史議員、岸野榮治議員、福田京子議員の6名でございます。

続きまして、予算決算常任委員は、定数は12名で、浅野毅議員、土田正雄議員、花川大志議員、川上淳司議員、石井信行議員、小塚郁夫議員、原田秀史議員、田中輝夫議員、岸野榮治議員、福田京子議員、昼田政義議員、土井俊彦議員の全議員12名でございます。

最後に、広報広聴常任委員は、定数6名で、花川大志議員、小塚郁夫議員、岸野榮治議員、福田京子議員、昼田政義議員、土井俊彦議員の6名でございます。

各常任委員会の委員の指名については、以上でございます。

○議長（花川大志君） 各常任委員会委員の指名につきましては、ただいま、議会事務局長に朗読されましたとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、決定第2号、常任委員会委員の指名については、ただいま議会事務局長が朗読いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

つきましては、この際、各常任委員会を開催し、委員長・副委員長の互選を行いたいと思います。本日の各常任委員会は、議会委員会条例第9条第1項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから各常任委員会を議会全員協議会室に順次招集いたします。

また、議会委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会の年長の委員が、委員長の互選に関する職務を行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。各常任委員会開催のため暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから暫時休憩いたします。休憩。  
〔暫時休憩〕

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長・副委員長が決定しましたので、この際、議会事務局長から報告させます。議会事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 失礼いたします。それでは、命によりまして、各常任委員会の正副委員長の互選結果を御報告させていただきます。

まず、総務文教常任委員会、委員長は浅野 毅議員、副委員長は昼田政義議員でございます。

次に、産業福祉常任委員会、委員長は原田秀史議員、副委員長は岸野榮治議員でございます。

次に、予算決算常任委員会、委員長は田中輝夫議員、副委員長は原田秀史議員でございます。

最後に、広報広聴常任委員会、委員長は小塚郁夫議員、副委員長は福田京子議員でございます。

各常任委員会の正副委員長の互選結果は、以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 各常任委員会委員の正副委員長につきましては、ただいま報告のありましたとおり互選されました。

~~~~~

日程第8 決定第3号 議会運営委員会委員の指名について

**○議長（花川大志君）** 日程第8、決定第3号、議会運営委員会委員の指名についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。既に選考しておりますので、ただいまから議会事務局長に議会運営委員会の選任案を朗読、発表させます。議会事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 失礼いたします。それでは、命によりまして、議長指名によりまして議会運営委員会委員の選任案を朗読させていただきます。

議会運営委員会委員でございますが、定数は5名で、浅野 毅議員、石井信行議員、小塚郁夫議員、原田秀史議員、田中輝夫議員の5名でございます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 議会運営委員会委員の指名につきましては、ただいま、議会事務局長に朗読させましたとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、決定第3号、議会運営委員会委員の指名については、ただいま議会事務局長が朗読いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

つきましては、この際、議会運営委員会を開催し、委員長・副委員長の互選を行いたいと思います。

本日の議会運営委員会は、議会委員会条例第9条第1項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから議会運営委員会を委員会室に招集いたします。

また、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長互選に関する職務を行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の開催のため暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長・副委員長が決定しましたので、この際、議会事務局長から報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君） 失礼いたします。それでは、命によりまして、議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告させていただきます。

議会運営委員会の委員長は浅野 毅議員，副委員長は小塚郁夫議員でございます。

互選結果は、以上のとおりでございます。

○議長（花川大志君） 議会運営委員会の正副委員長につきましては、ただいま報告のありましたとおり互選されました。

~~~~~

日程第9 選挙第3号 岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の選挙について

選挙第4号 岡山県西部衛生施設組合議会議員の選挙について

選挙第5号 岡山県井原地区清掃施設組合議会議員の選挙について

選挙第6号 井原地区消防組合議会議員の選挙について

○議長（花川大志君） 日程第9，選挙第3号から選挙第6号までの各組合議会議員の選挙についての4案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本4案件は指名推選によることと決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。指名は議長において行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

ただいまから議会事務局長に各組合議会に指名された議員の氏名を順次報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君） 失礼いたします。それでは、命によりまして、各組合議会議員の氏名を御報告させていただきます。

まず、選挙第3号、岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員でございますが、川上淳司議員、石井信行議員、原田秀史議員、福田京子議員、昼田政義議員、土井俊彦議員の6名でございます。

続きまして、選挙第4号、岡山県西部衛生施設組合議会議員でございますが、浅野 毅議員、田中輝夫議員の2名でございます。

続きまして、選挙第5号の岡山県井原地区清掃施設組合議会議員でございますが、花川大志議員、石井信行議員、昼田政義議員の3名でございます。

最後に、選挙第6号の井原地区消防組合議会議員でございますが、土田正雄議員、小塚郁夫議員、岸野榮治議員の3名でございます。

各組合議会議員の指名は、以上でございます。

**○議長（花川大志君）** ただいま報告のありましたとおりそれぞれ指名し、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、選挙第3号、岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の選挙について、選挙第4号、岡山県西部衛生施設組合議会議員の選挙について、選挙第5号、岡山県井原地区清掃施設組合議会議員の選挙について、選挙第6号、井原地区消防組合議会議員の選挙については、ただいま指名いたしました方々と決定いたしました。

~~~~~

日程第10 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

**○議長（花川大志君）** 日程第10、議案第31号及び議案第32号の専決処分の承認を求めることについての案件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第31号及び議案第32号の専決処分の承認を求めることについて、2議案の提案理由を御説明申し上げます。

両議案とも、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、この議会に報告し、承認を求めるところでございます。

なお、先の3月議会最終日に開かれました全員協議会におきまして、本年度におきます税制改正の要点と関係法令の施行後に専決処分を行う予定であることの報告をさせていただいたところでございます。

まず、議案第31号、矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に基づきまして、固定資産税の登記所から市町村への登記情報に係る通知事項の拡大、上場株式等の配当所得に係る課税方式、個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備、住宅借入金等特別控除の延長・見直し等でございます。

次に、議案第32号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に基づきまして、課税限度額を引き上げるものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 次に、議案の説明を求めます。町民課長。

**○町民課長（妹尾茂樹君）** それでは、議案第31号、矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求めることについて及び議案第32号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求めることについて、専決処分をいたしました条例の改正内容につきまして、一括して御説明させていただきます。

お手許の資料番号1を御覧ください。議案第31号、矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法の改正に伴い必要な個所を改正するものでございます。

一枚、おめくりください。

主な改正項目の（1）固定資産税の登記所から市町村への登記情報に係る通知事項の拡大等でございます。

登記所から市町村への登記情報に係る通知事項に、登記所に対してDV被害者等である旨の届出を行

った登記名義人等の住所に代わる事項を追加することとなり、固定資産税課税台帳記載事項証明書の交付を行う際、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合には、当該住所に代わり、新たに登記所から通知される事項を記載しなければならないこととなります。

施行につきましては、民法等の一部を改正する法律、令和3年法律第24号附則第1条第2項に掲げる規定の施行日となります。

次に、(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式でございます。

個人住民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を、所得税と一致させる措置を講ずるものでございます。

施行につきましては、令和6年1月1日からの施行となります。

次に、(3) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備でございます。

配偶者が退職手当等を有する場合、給与所得者の扶養親族申告書及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に明記することにより、賦課課税に必要な情報を確実に把握できるよう措置を講ずるものでございます。

施行につきましては、令和5年1月1日からの施行となります。

次に、(4) 住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しでございます。

所得税の住宅ローン控除の適用者につきまして、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する措置について期間を延長するものでございます。控除期間につきましては、改正前は令和15年度であったものが令和20年度まで。居住年につきましては、改正前は令和3年までの入居者を対象としておりましたが、改正後は令和7年までの入居者となります。

施行につきましては、令和5年1月1日からの施行となります。なお、この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されます。

1ページ、おめくりください。

次に、議案第32号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容としましては、改正項目の(1) 課税限度額の引上げについてでございます。

課税限度額につきまして、医療給付費等の増加による中間所得層の負担を配慮して引上げを実施するものでございます。

表を御覧ください。表の左側が令和3年度、右側が令和4年度の内容でございます。

課税限度額につきまして、国民健康保険医療分が2万円引上げ6.5万円に、後期高齢者支援金分が1万円引上げ2.0万円とするものでございます。介護納付金分は据置きであります。

施行につきましては、令和4年4月1日から施行となり、令和4年度国民健康保険税から適用となります。

以上で、議案第31号及び議案第32号の専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。専決処分の同意を求めることについての2議案は、それぞれ承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）は、それぞれ原案のとおり承認することに決しました。

○議長（花川大志君） ただいま町長から急施を要する案件として、議会選出の監査委員の選任に同意を求めることについての議案が提出されましたので、議会運営委員会開催のため暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第11 議案第33号 監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（花川大志君） 日程第11、議案第33号、監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。本案は議員の自己に関する事件につき、地方自治法第117条の規定により土田君の退場を求めます。

〔11番 土田正雄君 退場〕

○議長（花川大志君） 町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第33号、監査委員の選任に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

議員の任期満了によりまして、議会から選出する監査委員が欠員となっておりますが、このたび土田正雄議員を監査委員にお願いいたしますので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、この議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 町長からの提案説明が終わりました。

御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第33号は、原案のとおり同意することに決して

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。土田君の入場をお願いいたします。

〔11番 土田正雄君 入場〕

**○議長（花川大志君）** ただいま監査委員の選任に同意が得られました土田君が議場におられますので、この際、挨拶を議長席前の演台をお願いいたします。

**○11番（土田正雄君）** 先ほどは監査委員の選任に同意をいただきありがとうございました。予算の執行及び事務処理が法律、また、条例によって適正に処理されているのかどうか、しっかりと監査を行いたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

~~~~~

日程第12 諸般の報告

**○議長（花川大志君）** 日程第12，諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので報告していただきます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 報告第1号，新型コロナウイルスワクチンの4回目接種について，御報告申し上げます。

岡山県の感染者数は，5月22日現在で9万4,000人を超えており，井笠圏域の3市2町では，先月の感染者数が全国的に感染者の多かった2月の773人を超えて，今までで最も多い958人という状況でございました。また，今月の感染者数も5月22日までで既に785人と2月を超えております。

矢掛町の感染者数は，5月22日現在までの累計で392人となっており，1月以降の感染が343人で，全体の9割近くが1月以降の感染となっております。

こうした状況の中，国は，4回目のワクチン接種を進めることとしており，岡山県におきましては，5月25日水曜日から全県統一で4回目のワクチン接種を開始することとしております。

4回目のワクチン接種の目的は，新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防でございます。このため，ワクチン接種の対象者は，3回目の接種を終えてから5か月以上経過した方のうち，60歳以上又は18歳から59歳までで基礎疾患のある方を基本としております。

矢掛町では，5月20日金曜日に今月の4回目接種対象者へ接種券を送付しております。

なお，施設入所などの特別の事情のない一般の方への接種は6月27日月曜日から開始する予定でございます。

接種の方法は，町内医療機関での個別接種の方法で，予約や問い合わせは町にコールセンターを設置し，6月13日月曜日から対応する予定でございます。

接種券は，接種の対象となる月ごとに郵便で発送する予定としております。なお，接種券につきましては，今回，特に注意していただきたいことがございます。

岡山県では全県統一で18歳以上の3回目接種を終えられた方全員に接種券をお送りする方針としており，矢掛町でも同様の方法で接種券をお送りいたします。しかし，この方法ですと実際には4回目のワクチン接種の対象にならない方にも接種券が届くことになります。理由は，基礎疾患のある方への配慮ということでございまして，基礎疾患があるかないかについては行政で全体を把握することができません。申出により個別に接種券を交付する方法もございしますが，より積極的に接種をしていただくため

にはお手許に接種券が届いていたほうが接種につながりやすいという県医師会の意見などによるものでございます。

今回の接種の対象にならない方にも接種券が届くことで混乱を招くことがないように、担当課——健康子育て課には十分配慮するよう指示しておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議員の皆様、町民の皆様には、マスクの着用や手指消毒、換気などの基本的な感染対策を引き続き徹底していただきますようお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましても接種可能な方につきましては、ぜひ接種していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種につきましては、今後も町から発信されるあらゆる情報に注意していただき、引き続き、感染しないための対策を徹底していただきますようお願いいたします。

報告第2号、外国語指導助手の後任者について、御報告を申し上げます。

外国青年招致事業として町内の小学校で指導を行っておられたギャレット・ケルシーさんが、一身上の都合により令和4年3月25日付けで退職され、後任として、アメリカ合衆国出身のブレンダ・フォークさんを新たに招致いたしました。

お手許に配付しております資料を御覧いただきたいと存じます。

ブレンダさんは、ワシントン州出身の45歳の女性であります。大学では宗教学を専攻しておられ、また、大学院では日本の現代宗教を専門とする博士号を取得されました。矢掛町へは5月16日に着任されております。

外国語指導助手によりまして本町の英語教育がさらに発展するものと期待しておりますので、御報告を申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、また、各常任委員会の調査・研究につきましては、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、これをもって臨時議会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、第3回矢掛町議会第2回臨時会は、閉会することに決しました。

閉会にあたりまして、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、2件の専決処分の承認を求めることについて並びに追加上程いたしました監査委員の選任に同意を求めることにつきまして、慎重な御審議と適切な御決定をいただき、まことにありがとうございました。

また、本日新しく議長、副議長が選出され、監査委員の選任同意をいただき、また、各常任委員会及び議会運営委員会、さらに、各組會議員の新しいスタッフもお決まりでございます。

今後におきましては、議員皆様の御支援と御理解をいただきながら職員一丸となって、鋭意努力してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策におきましても感染状況や国の政策などの状況変化に迅速に対応し、取組を進めてまいります。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 皆様、長時間にわたり大変御苦勞さまでございました。それでは、今後の議会の運営に御協力のほどよろしくお願いをいたしまして、本臨時会を閉会いたします。大変ありがとうございました。閉会。

午前11時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員

令和4年第4回矢掛町議会第2回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和4年6月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （散会） 午前10時59分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋 (途中出席)
教 育 長	山 部 英 之	総 合 政 策 監	安 部 正 和
総 務 防 災 課 長	堀 賢 一	企 画 財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	妹 尾 茂 樹	健 康 子 育 て 課 長	小 川 公 一
福 祉 介 護 課 長	稲 田 由 紀 子	産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	矢 掛 病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
会 計 管 理 者	稲 田 欽 也	介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	小 出 優 子
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	総 務 防 災 課 長 代 理	立 川 人 士
企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘	企 画 財 政 課 財 政 係 長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第34号 副町長の選任に同意を求めることについて
- 日程第5 議案第35号 監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第6 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第7 報告第1号 令和3年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について  
報告第2号 令和3年度矢掛町水道事業会計継続費繰越計算書について  
報告第3号 令和3年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第8 議案第37号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第38号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第39号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第40号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第41号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

梅雨に入り、短時間集中豪雨による河川氾濫や土砂災害に対し、不断の備えと心構えを持ちつつも、なお、自然の脅威に不安を覚える季節となりました。恵みの雨だけを乞い願い、平穏な矢掛町の6月7月であればと町当局の皆さん共々、議会としても切に祈りたいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第4回矢掛町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（花川大志君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番福田京子君と、4番岸野榮治君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日7日から15日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日7日から15日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（花川大志君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第4回矢掛町議会第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、私自身、5月20日に町長に就任して以来、半月が経ちました。町政全般について十分確認把握をしながら公務を務めているところでありますが、本日この議会開会の場をお借りしまして所信の一端を述べさせていただきます。

まず、大きな柱は歴代町長が積み重ねてこられた町政の成果や方向性を継承し、地道に運営していく中で町民の皆様との対話を重視し、そしてニーズにおこたえし、不十分な点があればそれらを改善につなげていくということでございます。

スローガンであります“矢掛愛でふるさと創生”を心の中心に置きながら、町民の皆様が明るく希望が持てるまちを築いてまいります。

医療福祉分野では、当面の課題であります新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、高齢者や介護が必要な方への御家族も含めたサポートを行ってまいります。そして、町民の皆様の健康を維持するため検査予防活動に重点を置いてまいります。

医療福祉分野は、毎年さまざまな新しい課題が現れてまいります。国、県、そして、町内の関係機関とも連携しながら、さまざまな課題に対応してまいります。

次に、インフラ整備につきましては、代々蓄積された資源ともいべき道路や水道などの公共物や建物の長寿命化を図り、皆様が安全に生活できる環境を整えてまいります。特に、災害に対しての備えを強化し、まちの強靱化を進めてまいります。また、防災計画など実際に運用していく計画に磨きを掛け、ソフト・ハード両面での災害への備えを行ってまいります。

次に、教育分野では、保育園やこども園、小・中学校の教育環境の整備を隙間なく行い、矢掛高等学校の存続、魅力化をバックアップいたします。また、子育て施策につきましても、これまでの施策を引き継ぎ、精度を高めてまいります。

そして、産業観光分野では、農業・商業・工業・サービス業の交流や連携を通じたバランスの取れた発展と農産物を始めとする地域特産品の育成に注力いたします。また、企業誘致につきましてもチャンスを逃さず、地域の皆様が納得できるかたちで進めてまいります。

観光につきましては、受け継がれた歴史のある街並み、町内の文化財や豊かな自然を生かし、地域の皆様の意見をくみ入れた、魅力ある観光地を目指してまいります。

最後に、少子高齢化や人口減少問題、行政のデジタル化など、行政を取り巻く諸課題への取組につきましては、専門家の意見を参考にしながら、矢掛町役場全職員の知恵と努力を結集し課題に取り組んでまいります。

町民の皆様には、何とぞ御理解と御協力をいただくとともに、議員の皆様には、格段の御指導・御鞭撻の程お願いを申し上げます。所信の表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日御審議をお願いいたします案件は、人事案件について3件、令和3年度一般会計予算の繰越明許費についてなどの予算繰越の報告について3件、条例の一部改正について4件、一般会計補正予算について1件の計11件でございます。どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けすることにいたしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

報告第1号、矢掛町土地開発公社の経営状況書類の提出について、御報告申し上げます。

矢掛町土地開発公社につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和3年度矢掛町土地開発公社決算書並びに令和4年度矢掛町土地開発公社事業計画及び予算をお手許に配付させていただき、御報告させていただきます。

主な事業活動につきましては、定住促進対策として住宅用地の造成、販売を進めております。

令和3年度は、矢掛地区、東三成地区、小田地区の3か所で合計37区画を新たに造成し、販売面では合計8区画を売却いたしました。町内では、現在5か所で分譲地を販売中でございます。

また、江良地区の工業用地の造成を完了させ、令和3年10月より販売を開始しております。

定住対策及び企業誘致につきましては、引き続き、積極的な事業展開を図りたいと存じますので、御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

報告第2号、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の経営状況書類の提出について、御報告申し上げます。

矢掛町観光交流推進機構につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和3年度事業報告及び決算並びに令和4年度事業計画及び予算をお手許に配付させていただき御報告させていただきます。

この矢掛町観光交流推進機構は、本町における多様な観光資源の魅力を最大限に生かし、地域の稼働力を引き出すとともに、観光地経営の視点に立ち、関係者と協働しながら戦略策定及びその着実な実施を行い観光地域づくりを実現するために、町の100パーセント出資により平成31年4月に発足いたしました。

令和元年8月に候補DMOとなっておりましたが、このたび登録要件を満たし、令和4年3月28日付けで観光庁の観光地域づくり法人 地域DMOと登録されております。

主な事業活動につきましては、まるごと道の駅活性化事業、まるごと商店街賑わいづくり創出事業、古民家を再生した矢掛ビジターセンター問屋における賑わい創出事業等の観光まちづくりを推進するための事業のほか、マイクロツーリズムや中学生等を対象とした教育旅行、新型コロナウイルス感染症対策のための各種事業を実施しております。

まるごと道の駅構想や重要伝統的建造物群保存地区の選定、無電柱化等を契機に、この矢掛町観光交流推進機構と連携を深め、アフターコロナを見据え、更なる賑わい創出による、まちの発展を図りたいと存じますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

報告第3号、第72回社会を明るくする運動 地域住民の集い及び教育講演会の開催について、御報告申し上げます。

7月は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする社会を明るくする運動の強化月間として、全国一斉に展開されます。この一環として、本町でも、来たる7月7日木曜日午前9時から町内一円の啓発パレードを実施いたします。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、午後1時45分からは地域住民の集いをやかげ文化センターホールにおいて開催いたします。

式典のあとは、午後2時15分から教育講演会を開催いたします。講師に、スマイリーキクチ氏をお迎えし、“ストップ！インターネット・SNSでの人権侵害・いじめ～インターネットと人とのかかわり合い～”と題しまして、ネットで誹謗中傷を受けた経験を基に、ネット犯罪の恐怖やSNSの危険性、トラブル対処法などについて、お話をいただきます。なお、入場は無料です。

町民の皆様、また、議員の皆様におかれましても、御聴講くださいますよう御案内申し上げます。

報告第4号、やかげ郷土美術館特別展“本濃研太 ダンボール彫刻展～僕たち動物たち～”の開催について、御報告申し上げます。

美術館では、7月23日土曜日から9月4日日曜日まで、特別展“本濃研太 ダンボール彫刻展～僕たち動物たち～”を開催いたします。

今回の特別展は、2020年に第23回岡本太郎現代芸術賞特別賞を受賞した本濃研太氏の作品展で、段

ボールで制作されたユーモラスな動物たちを中心に約 100 点を展示いたします。この展覧会を通じて、子どもたちの創造力を広げるとともに、芸術への関心を高めていただけるのではないかと考えております。また、関連事業として子ども向けのワークショップも計画しております。観覧料は、一般 600 円、中・高校生 400 円、小学生 200 円です。

議員の皆様におかれましては、開会式への御案内をさせていただいておりますが、この機会にすばらしい作品の数々を御高覧いただきますよう、御案内を申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思っております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。

さらに、郵送又は持参による陳情の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから、御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第 4 議案第 3 4 号 副町長の選任に同意を求めることについて

**○議長（花川大志君）** 日程第 4、議案第 3 4 号、副町長の選任に同意を求めることについてを議題といたします。執行部から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第 3 4 号、副町長の選任に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

現在、不在となっております副町長の選任につきましては、新たに本日 6 月 7 日付けで、矢掛町宇内 1123 番地 1、山縣幸洋氏を副町長として任命いたしたいと存じますので、地方自治法第 162 条の規定によりまして、この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号 1 を御覧いただきたいと存じます。

山縣氏につきましては、これまでの行政経験を生かし、事務方のトップとして職員をまとめ、また、事務改善など積極的に取り組んでいただきたく副町長をお願いいたす所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。8 番、石井君。

**○8 番（石井信行君）** 8 番、石井です。町長にお尋ねします。いま、山縣さんの提案がありました。お尋ねは、今までの議会の中で副町長の時代にどういう答弁をされたか、議事録をざっとでも御覧になったかどうかお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 石井議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

議事録を全部読んだかと言われるれば、それは、私は読んでおりませんが、山縣副町長 —— 前副町長ですね、今までお付き合いをさせていただいております、先ほども申し上げましたように豊富な行政

経験と、そして、私なんかの至らない部分を補っていただけるものと思っておりますし、また、人柄の面でも非常に信頼がおける方だというように思って代えがたい方だというふうに思いまして、今回、提案をさせていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 他の議員から、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番、石井君。

**○8番（石井信行君）** 先ほどお尋ねしました、議事録を多少でも見ていただけていたらいいなと思ってお尋ねしました。

私は、この議案第34号の副町長の選任に同意を求める案について、反対の討論を行います。反対の理由は一点。バートに關係する質疑の中で虚偽の答弁があったということで、反対討論をいたします。具体的には、バート問題です。

矢掛町が、一般社団法人バートインターナショナルを地域経済循環創造事業者として選定し、平成27年度は無償で、平成28年度からは月額50万円で、企業に商業高校跡地の土地建物を貸与したことから始まりました。災害緊急時支援活動団体をうたい文句にした団体でした。

防災アプリを作るとして5,000万円の補助金を概算払い請求でもらっておきながら、他所からの防災アプリを盗用しただけで、平成30年——2018年の3月には撤退を表明し、いなくなりました。

で、さまざまな質問をしてきたんですが、令和元年——2019年の12月議会で、山野前町長が「バートから必要な書類が提出されたので、バート問題は解決した」と事業所3枚と裁判の和解記録を議会に提出されました。和解調書の内容は、バート代表の片山敬済氏とその妻が、元部下であった株式会社神戸デジタルラボ代表取締役役に損害賠償で訴えられ、神戸地裁では…

**○議長（花川大志君）** 石井君。討論中ですが、人事案件の同意案件が本案件の審議の趣旨でございますので、概要はなるべく省いて、氏の同意案件の反対の理由を端的に…

〔8番石井信行君「反対の理由を述べています」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 内容は結構ですので、反対する理由を端的に述べてください。どうぞ。

**○8番（石井信行君）** 初めての方にはわからないと思いますから、概要だけ言います。

この書類は、両事業者も和解調書も矢掛町とは全く関係の無いものでした。具体的には、神戸の地裁に行き、私、裁判記録をつぶさに閲覧してまいりました。その結果、矢掛町ともバートとも直接関係のない文書だということがわかって、それでも、既にもう逃げ出してから3年経っている時点での「済んだ。解決した。だから、補助金額を確定した」と言うことは通用するのかが問われていた問題で、私は令和2年——2020年3月議会の一般質問で、山縣前副町長に尋ねました。この提出文書を使って、「バート片山敬済と他の控訴人A——これは、奥さんなんですが、被控訴人B——これは、デジタルラボの代表取締役なんですが、控訴人Bとして書かれていることを説明してください」と申し上げました。お尋ねしました。そしたら、いろいろ言われた上で山縣前副町長は“前回12月議会でもお答えさせていただきましたが、そのあと和解調書等取り寄せられて見られたということでございます。実際問題、議会でも言いましたが、防災アプリについては変更申請を保留しておりました。そこで求めていた書類が提出されたことによって、確定したということの説明したと思います。この保留の内容と

いいますのは、さっき、和解調書とありましたが、まず、アプリの開発というの、当初A社”——これは、本当は奥さんのことなんです、”A社に依頼されるということで申請をされておりました。…”

**○議長（花川大志君）** 石井君。先ほど、初めて聞く、初めての方はわかりづらいからルール説明するという御答弁でありましたが、全くわかりづらいので。初めての方も含めてですね、我々もわかりづらいので。虚偽の答弁が何であったか、その点だけを簡潔に申し述べ、討論を終えていただけませんか。

**○8番（石井信行君）** はい、わかりました。この2つの提出された書類は、パートとも矢掛町とも全く関係のない書類だということが、この裁判記録あるいは裁判和解調書の中ではっきりしましたので、この山縣前副町長が答弁されたことは、全くの虚偽であるということがはっきりしております。それで、私は、あえてその続きの再質問はしませんでした、次の質問に移りました。その前に2019年の9月議会で私の質問に対して、山縣前副町長は、「補助金の確定は保留している。弁護士と相談して、補助金の減額とか、返済・返還請求も視野に入れている」と言われていたんです。それで、この書類が町長のほうから議会へ出されて、それで「済んだ。確定した」と言われたんですが、この書類は、そのパートとも矢掛町とも全く無関係のものでしたので、こういう答弁は全くの虚偽である。

そういうことから、私はこの人事は不相当であるというふうに考えますので、反対討論とします。

**○議長（花川大志君）** 5番、田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。私は、賛成の立場で発言させていただきます。

先ほど、反対討論がありましたが、当時の山縣副町長が虚偽の答弁をしたというふうなことは、私はそうは思っておりませんし、その時の事実を淡々と述べた、説明したというふうに理解しております。

それと、今日の山陽新聞にも山岡町長のインタビューとか写真が載っておりましたが、政治経験がない中で前山野町政の政策を引き継いでいく。例えば、福祉、子育て、産業振興、防災、インフラ等々、それを継承していき、前とは大きくは違わないというふうな表現で書いておりましたが、矢掛町民が安心して生活できる基盤を作っていくというふうなことで所信表明をされております。

そういうふうな中で新しい町長なんです、事業を継承していくというふうな中で、山縣氏は本当に町の行政をよく熟知しております。そういうふうな人が、これから新町長を支えて補佐していくというふうなのは、本当に適任ではないかというふうに思っておりますし、賛成をいたします。

私の推測ですが、本人も一旦辞任したのをもう一回再度受けるというふうなのは、相当な熟慮をしたというふうに思っておりますが、私としては、山岡町長のこれからの町政で少しでもお手伝いができるというふうなのであれば、大変喜ばしいことだというふうに思って、賛成をいたします。

**○議長（花川大志君）** ほかに、討論はありませんか。

[8番石井信行君「はい」と呼ぶ]

**○議長（花川大志君）** 石井君、討論は1回しかできませんので手をお下げください。

ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○議長（花川大志君）** なお、先ほど虚偽の答弁をしたという御発言がありましたが、この件については、本職と執行部と改めて確認をいたしますので、石井君、そのようにお心得ください。

それでは、討論を終結いたします。

先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第34号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。議案第34号、副町

長の選任に同意を求めることについての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（花川大志君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第34号、副町長の選任に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします。次の審議に入る前にここで暫時休憩に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから暫時休憩いたします。休憩。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど副町長の選任に同意が得られました山縣幸洋副町長が議場におられますので、この際、挨拶を議長席前の演台でお願いいたしたいと思っております。副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 失礼いたします。先ほどは副町長選任の御同意をいただきまして、大変ありがとうございます。また、議会を一時休憩をはさんでいただき、辞令交付もいただきまして、また、こういった挨拶の場を設けていただきまして、重ねて感謝を申し上げます。

御承知のとおり、昨年3月に退職をいたしました。一年余り今回、再度副町長拝命ということになりました。

当然、身に余る光栄ではありますが、それ以上にですね、職責の重さ、それから再登板という重圧。これをひしひしと感じているというのが正直なところでございます。今回の山岡町長からこのお話をいただいた時に、本当に私で良いのかとすごい悩みました。ただ、その後、何回も町長とお話をさせていただく中で、微力ながら山岡町政をなんとか支えていこうというふうに決心をさせていただきました。

そうした中ではありますが、どちらにしても、私も浅学菲才の者でございます。それに、さらに一年間のブランクというものもございます。ただ、それまでの経験というのを少しでも生かしながら、職員と一緒に山岡町長の下、まちづくり、そして、住民の福祉向上。これを誠心誠意精進していこうと思っております。

議員の皆様にも、これまで以上に、御指導・御鞭撻をいただきますようお願いさせていただきます。挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

**○議長（花川大志君）** 副町長選任の御挨拶でございました。

~~~~~

日程第5 議案第35号 監査委員の選任に同意を求めることについて

**○議長（花川大志君）** 日程第5、議案第35号、監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第35号、監査委員の選任に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町監査委員の高月恭平氏が、本年8月28日をもって任期が満了いたしますので、その後任といたしまして、矢掛町矢掛2650番地4、平井友章氏を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号2を御覧いただきたいと思います。と存じます。

平井氏につきましては、昭和54年3月に東京経済大学経営学部を卒業後、同年4月に有限会社平井コンピュータ会計へ勤務され、令和3年3月に退職されておられます。

監査委員の任期につきましては、本年8月29日から4年間となっております。どうぞよろしくお願  
いいたします。

**○議長（花川大志君）** 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり同意することに決して、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第35号、監査委員の選任に同意を求める  
ことについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第6 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

**○議長（花川大志君）** 日程第6、議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める  
ことについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める  
ことについて、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります神田雅則氏の任期が、本年8月31日をもって満了し、引き  
続き神田氏を選任するもので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、この議会の同意を求める  
ものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号3を御覧いただきたいと存じます。

再任ということでございますので簡単に紹介させていただきますと、神田氏は、令和元年9月からこ  
の審査委員会委員をお願いしております。今回再任をお願いするものでございます。任期は、本年9  
月1日から3年でございます。

なお、選任後の審査委員会の委員は、岸野憲二氏、小野弘隆氏に、神田氏を加えて3名でございます。

どうぞよろしくお願  
いいたします。

**○議長（花川大志君）** 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり同意することに決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第7 報告第1号 令和3年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について  
報告第2号 令和3年度矢掛町水道事業会計継続費繰越計算書について  
報告第3号 令和3年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について

**○議長（花川大志君）** 日程第7、報告第1号から報告第3号までを一括議題といたします。それでは報告を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、報告第1号から報告第3号までの各会計の繰越しについてでございますが、まずは、報告第1号、令和3年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費についてでございますが、昨年9月、12月及び本年3月定例会におきまして、繰越しの決定をいただいております防災対策事業など19事業で、2億8,040万円を令和4年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第2号、令和3年度矢掛町水道事業会計継続費繰越計算書についてでございますが、今回報告いたします繰越事業は、令和3年度から令和5年度までの3年間の継続費事業で実施しております東川面浄水場更新工事事業で、令和3年度の年割事業費のうち、支払い義務の生じなかった1億5,728万8,000円を令和4年度へ逐次繰越させていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第3号、令和3年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越しについてでございますが、今回報告いたします繰越事業は、下水道事業2件で、農業集落排水処理施設統合事業が4,000万円、浄化センター長寿命化事業が3,400万円の合計7,400万円を令和4年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** なお、執行部に詳細な説明を求めます。企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、報告第1号、令和3年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、見開きで、繰越計算書でございます。

右側のページの1列目、翌年度繰越額が実際に繰越しをした額でございます。本年度は、全部で19事業ございまして、上から順に説明させていただきます。

まず1番上から、総務費として、防災対策事業、町道熊中小田線で繰越額227万7,000円。特定財源は、防災対策事業債。事業は5月末で完了しております。次の浸水対策事業、上本町排水機場ほかは繰越額1,900万円。特定財源は、防災対策事業債。事業完了は7月末の予定でございます。次が、新型コロナ対策総務管理事業、受発事務円滑化事業ほかで繰越額297万円。特定財源は、国庫補助金。事業は5月末で完了しております。次が、戸籍住民基本台帳事業、住民基本台帳システム改修で繰越額451万円。特定財源は、国庫補助金。事業完了は来年3月末の予定でございます。

次が、民生費で、新型コロナ対策社会福祉事業、障害者・高齢者外出支援助成事業ほかで繰越額 834 万 8,000 円。特定財源は、国庫補助金。事業完了は来年 3 月末の予定でございます。次が、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で繰越額 3,000 万円。特定財源は、国庫補助金。事業完了は 1 2 月末の予定でございます。次が、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業で繰越額 199 万円。特定財源は、国庫補助金。事業は 5 月末で完了しております。次が、新型コロナ対策児童福祉事業、三密を避けた安全な移動による園外保育事業で繰越額 266 万 2,000 円。特定財源は、国庫補助金。完了予定は 1 2 月末の予定でございます。

続いて、衛生費で、新型コロナウイルス感染症対策事業、ワクチン接種奨励事業ほかで繰越額 160 万円。特定財源は、国庫補助金。事業は 5 月末で完了しております。次が、じん芥処理事業、西部衛生施設組合建設負担金で繰越額 129 万 6,000 円。特定財源は、過疎対策事業債。完了予定は来年 3 月末でございます。

続いて、農林水産業費として、かんがい排水(単町)事業、羽賀池底樋管改修で繰越額 1,000 万円。特定財源は、かんがい排水事業債。完了予定は 7 月末でございます。次が、農業水路等長寿命化・防災減災事業、ため池廃止明神池ほかで繰越額 3,729 万円。特定財源は、国庫補助金。完了予定は 1 2 月末でございます。

次が、商工費で、新型コロナ対策商工事業、販路開拓・設備導入等支援事業ほかで繰越額 5,970 万円。特定財源は、国庫補助金。完了予定は来年 3 月末でございます。

次が、土木費で、道整備交付金事業、町道運動公園線で繰越額 1,889 万 7,000 円。特定財源は、国庫補助金、過疎対策事業債。完了予定は来年 3 月末でございます。次が、道路改良(単町)事業、町道運動公園線で繰越額 1,900 万円。特定財源は、過疎対策事業債。完了予定は来年 3 月末でございます。次が、都市再生整備計画(基幹事業)、相生の庭で繰越額 1,940 万 9,000 円。特定財源は、国庫補助金、過疎対策事業債。完了予定は 7 月末でございます。

次が、教育費、新型コロナ対策教育事業、授業環境高度化推進事業ほかで繰越額 2,645 万 1,000 円で、特定財源は、国庫補助金。完了予定は、来年 3 月末でございます。最後の 2 つが、小・中学校のトイレ洋式化改修で、それぞれ繰越額が 1,140 万円と 360 万円。完了予定は 1 2 月末の予定でございます。

以上、19 事業で、合計 2 億 8,040 万円の繰越しとなっております。

以上で、一般会計の繰越明許費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長(花川大志君)** 上下水道課長。

**○上下水道課長(平井勝志君)** それでは、報告第 2 号、令和 3 年度矢掛町水道事業会計継続費繰越計算書について、御説明いたします。

本件は、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年度矢掛町水道事業会計予算を繰越しましたので、同項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

1 ページお開きください。令和 3 年度矢掛町水道事業会計継続費繰越計算書を載せております。

事業名で東川面浄水場更新事業でございますが、事業の内容といたしましては、東川面浄水場の全面更新工事でございます。この事業は、総額 1 2 億 6,200 万円の継続費予算に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度にまたがる契約により、工事を実施しているところでございます。

令和 3 年度の継続費予算の年割額としましては 3 億 9,000 万円で、そのうち令和 3 年度中の支払義務発生額は、前金払及び中間前金払による 2 億 3,271 万 2,000 円で、残額の 1 億 5,728 万 8,000 円につき

まして、翌年度に逡次繰越を行うものでございます。

また、逡次繰越に係る財源の内訳といたしましては、企業債1億3,680万円、補助金2,047万9,000円及び過年度損益勘定留保資金9,000円でございます。

次に、報告第3号、令和3年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越しについて、御説明いたします。本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和3年度矢掛町下水道事業会計予算を繰越しましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

1ページお開きください。令和3年度矢掛町下水道事業会計予算繰越計算書を載せております。

繰越を行います事業は2件で、まず、事業名で下水道事業（農業集落排水処理施設統合事業）でございますが、内容といたしましては、農業集落排水処理施設の統合に伴います、宮ノ下マンホールポンプ場の能力強化工事でございます。翌年度繰越額は4,000万円で、財源といたしましては、国庫補助金2,000万円、企業債2,000万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、当宮ノ下マンホールポンプ場の上流側に位置します東三成アクアセンターの改築詳細設計において、当該マンホールポンプ場への時間当り最大汚水流入量が当初見込みより増加することとなり、マンホールポンプの能力検討に日数を要したため、繰越を行うものでございます。なお、工期につきましては、9月30日を予定しております。

次に、事業名で、下水道事業（浄化センター長寿命化事業）でございますが、内容といたしましては、矢掛浄化センターの電気計装設備の更新工事でございます。翌年度繰越額は3,400万円で、財源といたしましては国庫補助金1,700万円、過年度損益勘定留保資金1,700万円でございます。

繰越の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、電子部品の供給遅延によるものでございます。なお、本工事につきましては5月30日に完了しております。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 報告が終わりました。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号、令和3年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、報告第2号、令和3年度矢掛町水道事業会計継続費繰越計算書について、報告第3号、令和3年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についての報告を終了いたします。

お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、10時40分まで休憩いたします。

なお、先ほど監査委員の選任に御同意をいただきました平井友章氏が御挨拶に来られておりますので、議員の皆様には、この後、議員控室へお集まりいただきますようお願いいたします。休憩。

午前10時26分 休憩

午前10時38分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第8 議案第37号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正

する条例制定について

議案第38号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第39号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第40号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第41号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第8，議案第37号から議案第41号までを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは，議案第37号から議案第41号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

議案第37号から議案第40号までにつきましては，条例の一部改正に関するものであり，いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第37号，矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い，所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしく願いいたします。

次に，議案第38号，矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，内閣府令の一部改正に伴う改正でございます。

詳細につきましては，健康子育て課長が説明いたしますので，よろしく願いいたします。

次に，議案第39号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給適用期間を令和4年9月30日まで延長するものでございます。

詳細につきましては，健康子育て課長が説明いたしますので，よろしく願いいたします。

次に，議案第40号，矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について，対象期間を1年間延長し，令和5年3月31日までとするものでございます。

詳細につきましては，福祉介護課長が説明いたしますので，よろしく願いいたします。

続きまして，議案第41号，令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について，提案理由を御説明申し上げます。

本議案は，地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。今回の補正額は4億6,400万円の増額で，補正後の予算総額は82億8,400万円となっております。主な内容といたしましては，お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧ください。

本年度の一般会計当初予算につきましては，4月の町長・町議会議員選挙に伴う予算編成となっております。そのため，今回の補正予算につきましては，ハード事業を中心とした予算となりますが，内

容につきましては、喫緊の課題である自治体DXをさらに推進するための予算編成としております。

自治体DXの推進といたしましては、主に子育てや介護保険関係の行政手続きを対象としたオンライン申請システムの構築に係る経費を総務費へ計上するとともに、かわまちづくり事業の中で国の交付金を活用し、町民と観光客、両方の利便性を向上させることを目的に、アプリの開発に要する経費を土木費へ計上しております。

また、ハード事業といたしましては、総務費へ道路等の防災対策事業を、農林水産業費へかんがい排水改修や危険ため池の廃止事業を、土木費へ道路改良や狭あい道路の整備事業をそれぞれ計上し、安心安全で住みやすいまちづくりを継続して進めてまいりますとともに、教育費へは、B&G海洋センタープールの大規模修繕のための経費を計上いたしております。

さらに、新型コロナやロシアのウクライナ侵略などにより、さまざまな物の価格が高騰し、広く町民全体の生活に影響を及ぼしていることに対しまして、町民の皆様の暮らしを守るための、1人あたり5,000円分の矢掛町生活応援商品券配布を柱とした支援策を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第37号から議案第41号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 次に、詳細説明を求めます。町民課長。

**○町民課長（妹尾茂樹君）** 失礼いたします。議案第37号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案をおめくりください。こちらが改正文でございます。

令和4年3月31日に、上位法令であります所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、租税特別措置法第12条及び第45条にそれぞれ項が新設されたことにより、各条の第2項以下の項が1項ずつ繰り下がり項ずれが生じたため、また、同法施行令第28条の9第10項に、新たな号が新設されたことにより、改正するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 議案第38号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

1枚おめくりください。改正条例の本文でございます。

“矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢掛町条例第14号）の一部次のように改正する。

第57条中「当該町及び当該」を「町及び当該」に、「交付し」を「交付しなければならない。」に、「通知し」を「通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、町及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」に改める。”

今回の改正は、内閣府令の改正に伴うもので、認定こども園などの特定子ども・子育て支援提供者が施設等利用費を法定代理受領する場合に義務付けられております、保護者及び町に対する、特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要として、施設の負担軽減を図ろうとするものでございます。なお、町では、法定代理受領方式をとっておりませんので、この改正による影響はございません。

次に、附則ですが、改正条例の施行期日は公布の日からで、適用は4月1日からとなります。

次に、第2項の経過措置ですが、4月1日から施行日までの期間は従前のおり、特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を要することとし、施行日以降はこれを不要とする取り扱いでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第39号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

1枚おめくりください。改正条例の本文でございます。

“矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年矢掛町条例第13号）の一部を次のとおり改正する。

附則中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。”

今回の改正は、3か月ごとに延長してまいりました国民健康保険の被保険者に支給されます傷病手当金の適用期間を6月30日から、更に3か月延長して9月30日までとするものでございます。

この傷病手当金は、国民健康保険の被保険者であって、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われることによりまして、勤務ができず、給与等の収入がなくなった方への支援を目的に支給することとしております。なお、制度ができてからこれまでに対象になった方はいらっしゃいません。最後に、施行期日は公布の日からでございます。

説明は、以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 議案第40号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

1枚おめくりください。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免適用期間を延長するものでございます。

附則第7条では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免を定めており、第1項における減免の適用期間を1年延長し、令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料を対象とするものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第41号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、4億6,400万円を増額するもので、内容につきましてはこの後、事項別明細書で説明させていただきますが、その前に、第2表 地方債の補正を御説明いたしますので4ページをお開きください。

4ページ、第2表 地方債補正でございます。変更4件でございます。

本年3月議会で、令和4年度一般会計当初予算の中で御決議いただいた地方債について、このたびの補正予算に関連して、地方債を変更するものでございます。

まず、防災対策事業で、限度額を補正前2,800万円から補正後5,240万円に、2,440万円の増とするものです。町道毎戸山手線ほかの改修工事に緊急自然災害防止対策事業債を充てるもので、事業費に対して充当率は10割、償還額の7割が償還時に交付税として国から入ってくるようになっております。

次の道路維持事業は、1,360万円から2,060万円に、700万円の増とするものです。羽無東線1号橋補修に過疎対策事業債を充てるもので、充当率10割、交付税措置率7割となっております。

次の道路新設改良事業は、2,990万円から1億210万円に、7,220万円の増とするもので、内訳は、町道胡町病院前線に緊急自然災害防止対策事業債3,000万円、狭あい道路整備ほかに公共事業等債870万円、過疎対策事業債3,350万円でございます。

最後の海洋センター事業が、400万円から4,400万円に、4,000万円の増とするもので、海洋センター改修事業に過疎対策事業債を充てるものでございます。

続いて、内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきたいと思っております。16ページをお開きください。16ページから、事項別明細書の歳出でございます。歳入については、歳出の財源内訳の中で、説明させていただきます。

まず、2款 総務費の一般管理費では、行政手続きのオンラインシステム構築のための経費、コミュニティ補助金などを計上いたしております。特定財源は、デジタル基盤改革支援補助金、宝くじ助成金でございます。

企画費では、地域公共交通計画の策定に係る経費を計上しております。特定財源は、県補助金でございます。

防災対策事業費では、町道毎戸山手線の防災対策等に係る経費を計上いたしております。特定財源は、防災対策事業債でございます。

次の、新型コロナ対策総務管理費では、生活応援商品券事業、キャッシュレス対応レジ導入の経費を計上いたしております。特定財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、3款 民生費の新型コロナ対策社会福祉費では、難病者等通院支援事業等、福祉関連のコロナ対策事業を計上いたしております。特定財源は、同じく、地方創生臨時交付金でございます。

1枚おめくりいただきまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費では、前年度清算による国への返還金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費では、住民税非課税子育て世帯への給付金に係る経費を計上いたしております。特定財源は、国庫補助金でございます。

次に、4款 衛生費、新型コロナウイルス感染症対策費では、新型コロナウイルスワクチン4回目接種の経費、医療機関への支援金をそれぞれ計上いたしております。特定財源は、ワクチン接種に国庫補助金、医療機関支援に地方創生臨時交付金の充当でございます。

1枚おめくりいただきまして、5款 農林水産業費のかんがい排水費では、危険ため池廃止工事、かんがい排水工事、農業用水路の浚渫工事に係る経費を計上いたしております。特定財源は、国・県の補助金、地元負担金でございます。

農道維持費では、農道宇内美星線の片側通行を可能とするための工事の不足見込み分の増額と信号機の購入費用を計上いたしております。

7款 土木費の道路維持費では、羽無東線1号橋補修、次の道路新設改良費では、町道宇角線、町道胡

町病院前線の改良工事，狭あい道路整備に係る経費をそれぞれ計上いたしております。特定財源は，国庫補助金，過疎対策事業債，防災対策事業債，地元負担金でございます。

次のページに掛けて，かわまちづくり事業費では，DXアプリ導入調査検討などに係る経費を計上いたしております。特定財源は国庫補助金で，さらに国庫の補助裏として措置される特別交付税を歳入予算に計上しております。

都市計画総務費では，立地適正化計画策定の追加経費を，次の住宅管理費では，新小林住宅の太陽光発電設備設置の工事費を計上いたしております。住宅管理費の特定財源は，住宅等整備基金の繰入金でございます。

9款 教育費，海洋センター費では，B&G海洋センタープールの改修費，リニューアルイベントに係る経費を計上いたしております。特定財源は，過疎対策事業債，B&G財団助成金でございます。

1枚おめくりいただきまして，最後に，予備費4万6,000円で調整いたしております。

以上で，一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 提案理由及び議案の説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議を明日8日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって，本日はこれにて散会とし，次の本会議は明日8日の午前9時30分から再開と決しました。

それでは，これをもって散会いたします。皆さんお疲れさまでした。散会。

午前10時59分 散会

令和4年第4回矢掛町議会第2回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和4年6月8日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （散会） 午前11時34分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 土 井 俊 彦 | 出          | 2        | 昼 田 政 義 | 出          |
| 3        | 福 田 京 子 | 出          | 4        | 岸 野 榮 治 | 出          |
| 5        | 田 中 輝 夫 | 出          | 6        | 原 田 秀 史 | 出          |
| 7        | 小 塚 郁 夫 | 出          | 8        | 石 井 信 行 | 出          |
| 9        | 川 上 淳 司 | 出          | 10       | 花 川 大 志 | 出          |
| 11       | 土 田 正 雄 | 出          | 12       | 浅 野 毅   | 出          |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|                 |           |                       |           |
|-----------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 町 長             | 山 岡 敦     | 副 町 長                 | 山 縣 幸 洋   |
| 教 育 長           | 山 部 英 之   | 総 合 政 策 監             | 安 部 正 和   |
| 総 務 防 災 課 長     | 堀 賢 一     | 企 画 財 政 課 長           | 松 嶋 良 治   |
| 町 民 課 長         | 妹 尾 茂 樹   | 健 康 子 育 て 課 長         | 小 川 公 一   |
| 福 祉 介 護 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 産 業 観 光 課 長           | 妹 尾 一 正   |
| 建 設 課 長         | 渡 邊 孝 一   | 上 下 水 道 課 長           | 平 井 勝 志   |
| 教 育 課 長         | 藤 原 徳 忠   | 矢 掛 病 院 事 務 長         | 坪 田 芳 隆   |
| 会 計 管 理 者       | 稲 田 欽 也   | 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | 小 出 優 子   |
| 矢 掛 寮 長         | 西 山 弘 之   | 総 務 防 災 課 長 代 理       | 立 川 人 士   |
| 企 画 財 政 課 長 代 理 | 河 上 昌 弘   | 企 画 財 政 課 財 政 係 長     | 石 井 亮 太 郎 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 一般質問 8番, 5番, 7番, 9番, 12番, 11番, 1番



午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 8番, 5番, 7番, 9番, 12番, 11番, 1番

**○議長（花川大志君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は7名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、8番石井信行君、お願いします。石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席番号8番、日本共産党の石井信行です。発言通告に従って、3つの質問をさせていただきます。

1つ目は、農業ビジョンについてお尋ねをします。農業ビジョンの基本目標の2番目に、追加指標の④として、“令和2年に年間農業所得400万円以上の個人農業者数は3人。これを令和8年には16人にする”という目標が立てられていますが、この根拠として何人家族で1人当たりの時給はいくらになるのか。その点を、1つ目にお尋ねします。

2つ目、担い手の確保の問題ですが、令和2年には、新規就農者・研修生は0人になっています。令和8年に2人。1年間に2人というふうな目標になっていますが、今、新規就農者はいない。今までいたと思うんですが、今までの経過として、何人の方が矢掛町に入ってきて、その後どうなったのか。そのことを教えてほしい。これが2つ目です。

3つ目、基本方針の3として高収益作物への転換ということが出ていますが、この特別な作物を作るというわけじゃなくて、どこの地域でもある作物を、一生懸命作り方や、それから販売の仕方などをいろんなかたちで研究工夫をされて、高くても買ってもらえる。そういう商品にしておられると思うんです。この矢掛町でも生産者の方が、ただ矢掛町のブランドだという認定してるだけじゃなくて、矢掛町の品物が高くてもぜひ買いたいという、そういう消費者の思いにする。そのために、生産者は日々、苦労されていると思うんですが、この担当課にそれをお考えがあるかどうかお尋ねします。

4つ目は、販路拡大の問題ですが、地産地消の推進ということで、町内で消費をしっかりとすると、町内で採れたものを町内で消費するというので、これは、経済の循環としてメリットも非常にあると思うんですが、学校給食、病院給食とか介護施設でのこの使用割合を増やすというふうなことが考えられているようで、これは良いことだと思うんですが、このそれぞれの施設でのこの使用割合が、どの程度になっているのかということと、それからこの生産者が損をしないように、市場価格との関係で損をしないような配慮はあるのかどうか。この点をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 8番石井議員の矢掛町農業ビジョンについての御質問について、産業観光課からお答えします。

まず、町内農業者の方々を中心に、JA、県、農政局などの関係機関にも参加いただき、農業の課題

の解決のため、地域の重要な生活基盤である農業の持続的発展と本町の農業の将来を目指す姿を議論していただき、令和8年度を目標年度として、農業の振興で賑わうまちづくりを目指して、その実現に向けての取り組む施策の方向性について令和3年12月に矢掛町農業ビジョンを策定いたしました。以下、ビジョンと申し上げます。なお、策定検討会委員の町内の農業者の方の中には、矢掛町農業者協議会会長として土田議員、農事組合法人やかげスマートアグリ代表理事として岸野議員にも参加していただきました。

それでは、第1点目の御質問、年間農業所得400万円の根拠は何人で、一人当たりの時給をいくらと想定して積算しているかについて、お答えします。

まず、国、県及び町の基本的な考え方から御説明いたします。農業経営基盤強化促進法、第5条に規定されている効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営改善計画を作成し、国、県、市町村がその計画が適当であると認められた農業者を認定農業者と呼んでおります。

岡山県では、農業経営基盤強化促進法第5条に基づき、令和3年3月に改定した21世紀おかやま農業経営基本方針の中で、効率的かつ安定的な農業経営の目標として、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間、主たる従事者1人当たり1,800時間程度の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者につきましては、1人当たりおおむね500万円を確保することが出来る農業経営としております。なお、この水準は、県が農業経営改善計画を認定する場合の基準となります。いわゆる認定農業者の基準というふうに考えております。

県が、21世紀おかやま農業経営基本方針を改定したことを受け、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、矢掛町でも、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を令和4年2月に改定いたしました。

以下、町の基本構想と呼ばせていただきます。

この町の基本構想では、年間農業所得を1経営体当たりおおむね400万円、年間労働時間を主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度としております。なお、この水準は、矢掛町が農業経営改善計画を認定する場合の基準となります。いわゆる町の認定農業者の認定基準となります。

町の基本構想は、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を、1経営体当たりおおむね400万円、年間労働時間として、主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度としており、当該計算方法におきましては、何人家族かという設定はしておらず、一経営体あたりの合計での積算となっております。

次に、第2点目の御質問、今まで新規就農者が何人入り、どうなっているのか。この目標で後継者づくりはいつになったら実現するのかについて、お答えします。

まず、平成26年度から令和元年度までで、町が受け入れた新規就農の研修生は4名です。そのうち、アスパラガスが2名、ぶどうが2名、合計4名が農業体験研修と農業実務研修をセットにした新規就農研修を経験して、その後、矢掛町で4名の方が皆さん、全て就農されていらっしゃいます。

なお、ぶどうを選択して就農した1名は、現在、ぶどう部会の副会長として活躍されておられ、認定農業者にもなっておられます。また、4名の方は、町外から矢掛町へ就農された方々です。

さらに、国の農の雇用事業を活用した民間事業者で研修を受けて矢掛町で就農された方は、昨年度から認定農業者になっておられます。4名の方とは別に1名の方がおられるということです。

議員が御指摘の「この目標で後継者づくりはいつになったら実現するのか」は、まさに矢掛町農業ビ

ビジョンの3つの基本方針の一つである担い手の確保・育成のことだと思えます。非常に大切なことだと思っております。

まず、岡山県における農業の担い手の考え方ですが、主に認定農業者、集落営農組織、新規就農者ととらえております。矢掛町も県の方針にならって、同様に考えており、ビジョンに位置付けております。また最近では、農業への企業参入も想定されています。ビジョンにおいて目標年次である令和8年度までに、認定農業者60経営体の確保・育成を図ることを目標しております。

なお、現在、認定農業者は46名です。今後、新規就農者を認定農業者として認定することを想定しております。

また、新規就農者のみならず、意欲ある農業者、集落営農組織の掘り起こし、確保・育成を図っていききたいと考えております。

また、矢掛町で、特に注力しております新規就農者の確保・育成については、産業観光課の今後の方針を説明します。

矢掛町では、JAでアスパラガスを1年、水車の里フルーツトピアではぶどうを2年の実務研修を通じて、農業経験や栽培技術の習得、地域との信頼づくりを通じて、優良農地情報の収集等を実施しております。アスパラガス、ぶどう、いずれの作目も、1年につき1人の研修生を受入れ、きめ細やかなサポート体制を構築しております。また、実務研修中には、受入先だけではなくJAの各種部会の役員のは場でも研修することなどの連携により、農業者、矢掛町、JAをはじめ、国、県等の関係機関も含めて地域が一体となって、円滑な就農と早期の経営安定を図り、地域に溶け込むためにも、体験研修、実務研修を通じての就農を推進しています。また、新規就農研修が終了し、就農後にも生産者やJA、行政が一体となって、新規就農者のサポート体制を整備し栽培技術の早期向上を図るとともに、これからの産地の担い手として育成しております。JA、普及センター、矢掛町が三位一体となる体制を基本として継続的に支援をしております。

次に、第3点目の御質問、高収益作目への転換は、特別な作物にするのではなく、町内の消費者が矢掛町の高付加価値な作物として、価格が高くても買いたいと思えるようにするために、生産者は、日々努力していると思うが、担当課にそのような考えがあるのかについて、お答えします。

国は、主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、水田農業の高収益化を推進し、農業・農村の活性化や担い手の確保を図っていく必要があると考えています。また、高齢者世帯や共働き世帯の増加等によるライフスタイルの変化から生鮮野菜の消費量が減少する一方で、スーパーやコンビニなどでサラダをはじめとしたカット野菜の消費が増加しており、野菜の需要は家計消費から、キャベツや玉ねぎなどの加工・業務用野菜の需要も増加している中で、法人や集落営農組織等で生産が拡大しています。

産業観光課としましては、高収益作目とは、新たな特別な作目への転換ではなく、水稻・野菜の複合経営で経営の多角化や、需要と供給のバランスも含め、儲かる農業の推進のため、岡山県農業普及指導センター、JAと連携しながら高収益作目への転換をサポートしていきたいと考えています。

次に、第4点目の御質問のうち第1項目の御質問、学校給食、矢掛病院、介護施設での地元産の農産物の供給割合は、どの程度になっているのかについて、お答えします。

関係施設に聞き取りをいたしましたところ、地元産の農産物の供給割合は、食材別に割合が異なる状況です。なお、いずれの施設も、米に関しては100パーセント矢掛町産です。また、野菜類は種類が収穫時期によって異なりますが、矢掛町の代表的な作目であるアスパラガス等は100パーセントとのこと

です。また、矢掛町が産地でない農産物もできるだけ町内の事業所から手配するように心掛けていると  
のことでありました。

最後に、第4点目の御質問のうち第2項目の御質問、市場価格と比べ町の施設への供給が、生産者が  
損をしないような配慮はあるのかについて、お答えします。

関係部署に聞き取りをしましたところ、いずれの部署も市場価格と比べ、町の施設への供給について  
生産者が損をしないように配慮しているとのことでしたので、御報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** お答えいただきました。再質問します。2つ目の、新規就農者の人数の4人と  
いうことでしたが、1人亡くなられたと伺いましたが、そんなことはありませんか。

**○議長（花川大志君）** 執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** それでは、産業観光課のほうから石井議員さんの再質問についてお答  
えします。

先ほどの4名の方の皆様は、そのまま就農されておられます。先ほど言われた方は、この方以外の方  
となります。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** それ以外の方と言われたんですけど、1人亡くなられたということで私はお伺  
いして、いろんな努力をされたんだろうけれども、一生掛けてこの矢掛町で農業をしようとして来られ  
た方が亡くなられた。あるいは、これから出て行かれようとする方もおられるというようなお話を伺  
いまして、この専門知識を持った人が、やっぱサポートはもっと必要なのではないかということを考えて  
おりますが、それについてのお答えをお願いします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。その農業者が亡くなったこととまちの振興とは関係あるという観点か  
らの質問ですか。

**○8番（石井信行君）** すみません。1人、亡くなったということについて、専門的な知識を持った人  
のサポートがもっと必要だったのではないかと私は思っているんですが、その点についての担当課のお  
考えをお聞かせ願いたい。そういうことです。

**○議長（花川大志君）** 石井君。ですから、亡くなったこととサポートがないということは、関連して  
いるという。

**○8番（石井信行君）** と思ったんです。はい。

**○議長（花川大志君）** すみませんが、多少、そのことについては根拠が曖昧な感じがいたします。し  
かし、執行部が答えるというなら、そのまま答えさせます。

〔8番石井信行君「お願いします」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** それでは、石井議員さんの再々質問になるかと思うんですが、お答え  
をさせていただきたいと思います。

先ほどのお話がありました方につきましては、県、それから、うち産業観光課、JAとも十分なサポ  
ート体制を日夜取っております。いろんな形の中で現場に行ったり、メールで対応したり、電話での

対応をしたり、もう十二分にさせていただいておりました。

なお、農業従事者につきましては、農業の作業中に亡くなられたというわけではございませんので、1点、申し上げます。十分にこちらの対応としてもさせていただいておりましたので、その点は、御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 一生掛けて来られた方に、悔やみの言葉一つもないっていうのはちょっと私は残念なんです。そのことだけを言いたいと思っております。

次行きます。2つ目…、

**○議長（花川大志君）** 石井君、悔やみの言葉があったかないかは、また改めてお話をしてください、担当課と。そういう情報があったのですか。

**○8番（石井信行君）** はい。わかりました。

**○議長（花川大志君）** 次の質問に移ってください。

**○8番（石井信行君）** 農業振興の部署作りについてですが、いろんなかたちで、農業者支援というのは、さまざまなかたちでやられているということは、十分承知の上なんです、今この基幹産業としての矢掛町の農業が、世界的な問題としてでもそうなんです、持続可能な農業ができなくなっているのではないかと、世界各地で問題になっています。環境問題、気候変動だとか、世界経済の問題だとかいろんな問題が複合的に絡んでいて、特に戦争との関係で、食料危機が来るのではないかと、というようなことも、今言われています。

それで私は、集団化、集約化、近代化、効率化ということだけじゃなくて、やはり、小規模家族経営を含めた農業の再生ができる。そのための農業再生に特化した専門部署を役場に作る必要があるのではないかと。農業専門家、特に、農業指導普及員なんかの方を中心にした農業再生の部署を役場の中に作った上で、後継者作りだとか、新しい作物の開発研究だとか、それから空き家対策なども含めて、地域作りを含めた農業再生を考える部署。ぜひ、作っていかなければ、この今、この地域が持続できないのではないかと、いうふうに思っていますが、町長のお考えをお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 8番、石井議員の農業振興の部署作りの御質問について、まず、産業観光課からお答えします。

農業の専門知識を持った人を中心に農業再生に特化した部署を作る必要があるのではないかと考えるところですが、矢掛町役場では農業職の採用はなく、産業観光課の農業分野は一般事務職の職員が担当しております。農業職である県農業普及指導センターやJ Aが農業技術の指導を行い、町と連携しながら農業の発展に寄与している所です。

また、農業振興は町だけでは推進できるものではありません。

議員御指摘の農業再生につきましては、J Aが事務局でございますが、町内の農業者、国、県、農業委員会等の関係機関が参加し、矢掛町農業再生協議会を組織しており、農業のさまざまな意見交換もされているところです。

産業観光課といたしましては、農業はさまざまな関係者で議論して事業実施する必要があると考えており、現体制の中で、情報収集並びにさらなる連携強化と広報やかげ、町のホームページ、マスコミ等の報道により、町民の皆様へしっかりと最新の情報提供を図っていきたくと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 8番、石井議員の農業振興の部署作りについての再質問。山岡町長はどう考えているのかについてお答えします。

農業は矢掛町の基幹産業であり、重要なものと位置付けております。そして、担当部署は、農業振興のために大切な部署として充実させ、ニーズに沿えるよう、何よりも農業従事者の方々の立場に立った部署にいたします。そして、部署を更に強化していくことも前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。前向きに検討していただけるということで大変ありがたく思っています。

農協とかいろんな所と連携しなければできませんし、担当者が言われたように、役場の職員は事務職だということで農業専門ではないということでしたので、私は、あえてそういう農業専門の知識を持った人を取り入れた、その行政をしている所もいくつか見聞きしましたので、そのことを提案させていただきます。ぜひ、御検討を今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

3つ目の質問に移ります。3月議会で、前町長に「パートへの補助金返還請求の意思はあるのか」と私が尋ねました。「無い」という返答でした。

これは、補助金対象の防災アプリができていないということと、これはもう町民誰も知っていることですし、この補助金事業者として選定をした町の立場もあります。で、アプリの変更は認められないというふうな文書もありますから。それに選挙中も「パートはどうなるんだ」という声もいろんな方から聞きましたので、新町長にパートへの補助金返還請求をする意思はお有りかどうか、お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 8番、石井議員の御質問、パートインターナショナルへの補助金返還請求について、お答えいたします。この件については、過去何度も御質問をいただき、その都度、執行部から答弁させていただいているようでございます。

今回の御質問に対して、私なりに経緯を確認いたしましたので、それを踏まえてお答えさせていただきます。

補助金 ―― 正式名称は、矢掛町地域経済循環創造事業補助金でございますが、この補助申請が平成27年9月29日になされ同日付けで交付決定をし、平成27年12月11日に交付請求を受けて、平成27年12月15日に交付いたしました。そういった事務手続きを経た後、平成29年3月31日に実績報告を受けたのですが、その際、当初計画とアプリの種類が相違、支払いトラブルがあることにより交付確定を一部保留といたしておりました。その後、こちらが求めていた書類の提出がなされ、トラブルについても和解がなされたことが確認できたので、令和元年12月9日に交付確定をいたしました。

アプリについては、平成29年8月に当時の総務企画課職員により完了検査を実施し、終えています。ただし、アプリの作成は、実施主体はパートであり、アプリは、町が所有管理するものではありません。

この事業については、既に完了していることを確認しており、補助金の返還請求をする考えはありません。

以上をもって、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） 再質問しますが、このアプリの確認ができたかどうかということなんですけど、確認はできていないというふうに思いますが、確認ができましたか。これをお尋ねします。

○議長（花川大志君） 石井君、それが返還請求と関連しているという…

○8番（石井信行君） あ、すみません。確認できていないので返還請求すべきではないと思います。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 石井議員の再質問について、企画財政課からお答えいたします。

アプリの確認についてでございますが、アプリの確認をしております。それは、当初申請があったアプリとは違いますので、当然、変更申請が必要になっております。そういった書類の提出を求めた経過も踏まえて、検査の方も完了いたしております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） じゃあ、お尋ねしますが、その確認の日時を教えてください。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 石井議員さんの再再質問についてお答えいたします。平成29年8月25日でございます。

〔8番石井信行君「すみません、ちょっと聞こえなかったんでもう一遍」と呼ぶ〕

○企画財政課長（松嶋良治君） 平成29年8月25日でございます。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） あの質問をこれで終わりなんですけど、8月25日に誰がどこで確認したのか、ちょっとはつきりしませんが、私はこれはまだ解決してないと思っていますし、提出された書類も、この矢掛町ともバートとも関わりのない書類だということを昨日も申しましたが、そのことを申し述べて、質問を終わります。

○議長（花川大志君） 続きまして、5番田中輝夫君、お願いします。

○5番（田中輝夫君） 議席5番、田中輝夫でございます。通告に従い、町長の所見と、空き家・特定空き家について。その2点について、質問させていただきます。

まず、山岡町長、当選おめでとうでございます。これからの4年間に向けてスタートを切ったわけですが、町民全ての人が世代交代をし、何をしてくれるのかと期待していると思います。

ただし、いまだコロナ感染症の収束が見えない中で、多難なスタートを切らざるを得ません。最優先はコロナ対策かと思いますが、山岡町長は、矢掛愛でふるさと創生を信条として掲げられておられますし、また、第6次矢掛町振興計画の方針に沿い、前山野町政が進めてきた政策を、大きく路線変更することなく継承しながら、時代の変化には常に対応していくとの内容で、昨日、所信表明がありました。

第6次振興計画書の中には、保健、医療福祉、産業及び観光振興、インフラ、防災対策、教育、子育てなど、本町の課題や、健全な財政基盤の確保など、今後の方針が記載されています。特に、保健福祉医療については、これまで本町の重要な三本柱として認識しており、町民が健康で安心安全に暮らせるためには必要不可欠です。

事業の中でも、急がなければならない事業、任期中にやる事業の区別が必要ですが、何に重きを置く

のかだと思しますので、町長の所見をお伺いします。

また、産業振興はまち作りの基本的要素です。地域の発展のためには、空き地や農地を有効に利用していくことが必要ですし、商業、工業観光産業の振興はもちろん、本町の基幹産業は農業と考えていますので、農業振興に対しての支援も充実していく考えをお持ちなのか。併せて、見解をお願いします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 5番、田中議員の御質問、町長の所信と産業振興について、お答えいたします。

御質問の1点目、数ある事業の中でも何に重きを置くのかという御質問についてですが、基本的には全ての事業について、重要であると思えます。しかし、その中で、あえて何か一つということでありましたら、やはり、住民の皆さまの生命、健康、命などに関することはですね。最優先事項として重要であると考えております。

新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、高齢者対策や介護事業、健康を維持する検査予防活動などに重点を置いてまいります。

そして、2点目の農業振興につきましても、本町にとって非常に重要な事業と位置付けておりまして、農業に従事しておられる方々の御意見をお聞きしながら、農業の課題に真摯に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 町長の所感をお伺いしました。全ての事業が重要であるというふうなこと、その中でも特に住民の生命・財産を守る、町民が安心して暮らせることを最優先していくというふうなお考えをお聞きしました。

また、農業振興に対しても、要望があったら支援していくという考えがあることをお聞きしましたので、安心しました。

これから、町民のためにより良いまち作りに御尽力をお願いしまして、この質問は終わります。

次に、空き家と特定空き家の対応について質問します。

実家の空き家を相続したけれど、住む予定もなく困っているなどのことをよく聞きます。本町でも空き家は増えており、岡山県下でも空き家率は15パーセントを超えています。

空き家は私有財産であり、本来は、所有者等が適切に管理するべきものでありますが、空き家の問題としては、危険な状態の空き家の解消、空き家の適正管理の誘導、活用可能な空き家の推進——いわゆる空き家バンクであります。

空き家で、倒壊など保安上危険のある状態、衛生環境が悪く、有害となるおそれのある状態、周辺の生活環境のために適切な管理が行われていない場合などは、特定空き家に指定されることがあります。特定空き家に指定されると固定資産税が増えるなど、大幅に上がる場合も考えられます。

特定空き家については、3年前に同僚の原田議員から、空き家法定協議会設置の提言があり、その後本町では設置され、条件はありますが、改修解体時の助成制度もできております。

そこで、建設課長、産業観光課長にお尋ねします。本町で、特定空き家として指定している物件の数と、毎年調査を実施しているのか、お尋ねします。また、現在、空き家情報バンクに登録されている物件で、最近の成約実績がどのように推移しているのか。空き家利用促進についての啓発活動、情報提供などはどのように行っていくのか。現状と今後の方針について、お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、5番議員、田中議員さんの御質問、空き家・特定空き家についての御質問についてでございますけれども、矢掛町では空き家の対策といたしまして、危険家屋等については、建設課。利活用については、産業観光課で対応させていただいておりますので、建設課からは、特定空き家の御質問について、お答えをさせていただきます。

既に、御承知のこととは存じますが、特定空き家とは、空き家等対策の推進に関する特別措置法の第2条第2項に規定する、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態。適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。その他、周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家であり、その認定について、本町では矢掛町空き家等対策協議会での協議を経て認定をしております。

現在、本町で特定空き家として認定されているものは、1件でございます。また、空き家の調査にしまして、毎年の実施は行っておりません。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 5番、田中議員の空き家バンクについての御質問について、産業観光課からお答えします。

矢掛町では、平成18年度に矢掛町空き家・空き農地・空き地情報録制度を創設しております。なお、ここでは、一般的な略称であります“空き家バンク”と呼ばさせていただきます。

矢掛町では、人口減少対策に資する施策のひとつとして、空き家バンク制度創設以降、空き家等の有効活用を通じた移住定住や地域活性化の促進に努めております。移住・定住の専用ホームページの開設や相談窓口等を通じて、物件所有者と利用希望者のマッチングを図っており、令和4年6月1日現在で37件が登録されています。

なお、空き家バンクの実績については、令和4年5月末までの累計では、208件の物件登録申込みに対して、140件が成約に結びついております。また、直近5年間の実績でございますが、登録件数は、平成29年度に18件、平成30年度に26件、令和元年度から令和3年度にかけて24件、28件、21件と、1年間に概ね20件以上の空き家バンクの登録申込みがあります。

一方、成約件数でございますが、平成29年度から令和2年度にかけては11件、14件、8件、14件と、1年間に10件前後が成約に結び付いており、令和3年度には28件が成約となりました。

また、先の3月定例議会での質問でお答えした内容を再度お伝えすることとなりますが、転入者数から転出者数を差し引いた人数を表す社会動態の状況についてでございますが、総務省の統計——住民基本台帳に基づく人口、人口動態調査及び世帯数調査でございますが、によりますと、矢掛町は、平成27年から平成29年にかけてはそれぞれマイナス9人、マイナス3人、マイナス13人でありましたが、平成30年にはプラス1人、令和元年はプラス10人、令和2年はプラス16人と、近年は、社会増の状況が続いております。

産業観光課としましては、今後も、人口減少対策、移住定住や地域活性化の促進を図る取組のひとつとして、空き家等の有効な利活用の観点から、空き家等が持つ諸課題の対策に係る取組を実施していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。空き家バンクは活用され、それを利用した定住者も平成30年以降では、若干ではありますが、増えているというふうなことでした。

空き家の発生は相続による原因が最も多いので、相続権のある方などから相談を受けたら、倒壊など危険な状態にならないよう、利用価値があるうちに、活用の道を検討してもらおうというふうに関わりかけようということが効果的であり、望ましいものです。

本町では空き家に関する改修補助金、特定空き家を解体しようとする所有者に対しての補助金もあります。良い制度でもありますので、今後も周知していただくことを要望して、この質問は終わります。

今回は、再質問はしません。これで終わります。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、7番小塚郁夫君、お願いします。小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席7番小塚です。通告に従い、総合運動公園線の進捗状況についてお伺いします。

町内外の多くの皆さまに御利用いただいております、矢掛町総合運動公園へのアクセス道として、矢掛側を町道運動公園線、東三成側は町道土井行部線の整備を平成30年から町の重要な施策と位置付け、整備しておられます。

町道土井行部線に関しては、舗装工事を残すのみとなっておりますが、町道運動公園線におきましては、未収用地があると伺っております。

現在の進捗状況と今後の施工スケジュールについて、お尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番議員、小塚議員さんの御質問、町道土井行部線と町道運動公園線の進捗状況について、建設課からお答えさせていただきます。

御質問いただきました町道の整備に関しましては、質問内容にもありましたように、町内外から利用者の多い矢掛町総合運動公園への利便性を向上させ、地域の活性化を図ることなどを目的としたアクセス道路として平成30年から整備しているところでございます。また、財源の確保や早期の事業完了を目指し、それぞれの路線で有効な交付金事業等を活用し、事業実施しているところでございます。

それでは、町道土井行部線から進捗状況について、御説明させていただきます。

矢掛町総合運動公園へ東三成からのアクセス道として整備をしております町道土井行部線は、防災安全社会資本整備交付金を活用しております。事業概要は、施工延長285メートル、片側1車線歩道付きの道路を総事業費約1億100万円で整備中でございます。工事の進捗状況としては、事業費ベースで令和4年5月末現在、進捗率68.3パーセント、令和4年度に舗装工事や交通安全施設工事を実施し、令和5年3月末に完成予定でございます。

つづきまして、町道運動公園線でございます。この路線につきましては、矢掛側の町道市街地外周東線から町道堀線までの区間を地方創生道整備交付金で整備を進めております。事業概要は、施工延長257メートル、うち橋長36メートル、片側1車線歩道付きの道路を総事業費約3億8,000万円で整備しております。工事の進捗状況としては、事業費ベースで令和4年5月末現在、進捗率87.4パーセント、用地取得は88.5パーセントでございます。

事業に必要な用地の取得については、建設課の最重要課題として位置付けており、用地取得に向け、

地権者方の同意を得るべく粘り強く交渉を継続しているところでございます。

また、町営墓地進入路付近から運動公園までの140メートル区間に関しましては、単町道路改良事業として片側1車線を確保する改良工事を令和4年3月末に発注し、令和5年3月の完成を目指し、工事を進めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 再質問させていただきます。

先ほど課長のほうから回答がありましたように、完成が令和5年3月末と言われました。

もちろん完成すれば、交通量も増加すると思います。私が一番気になるのは、井原鉄道高架下から第1うぐいす団地までの道路が片側1車線になると回答がありましたけど、現在、あそこをウォーキングしたり、犬の散歩を行ってる人もたくさんいます。そうすると危ないのではないかという懸念が生まれます。

以前、私は話を聞いたときには、歩道を作る計画もあったように聞きましたが、その後どのようなになっているのか、再度お聞きいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番議員、小塚議員さんの再質問に建設課からお答えをさせていただきます。

御質問の箇所は、先ほど答弁でお答えをさせていただきました単町道路事業として、事業実施させていただいている区間でございます。この区間に関しましては、補助事業や交付金事業に該当せず、財源の確保が困難であることや、現地調査、それから詳細設計の結果、用地の確保、補償物件の同意が困難であることなどから、片側1車線への改良工事としており、現在歩道の計画はございません。

しかしながら、小塚議員がおっしゃった通り、交通量の増加に伴います歩行者の安全確保が重要であることは十分認識しております。

現状の水路に蓋をかけるなど、用地の有効活用を図り、限られた条件の中で出来る限り歩行者の安全確保に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** ありがとうございます。

私も懸念したところを、いま、課長が言ってくれてくれましたんで、納得しています。ただ、少しね、まだ提案があるんですけど、またそれは今後、担当課長とお話をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、9番川上淳司君、よろしくお願いいたします。川上君。

**○9番（川上淳司君）** 議席9番の川上淳司でございます。通告により、質問いたします。

質問といたしましては、ヤングケアラーについてお尋ねします。この質問は、前回3月にした質問と同じですが、再度、矢掛町のヤングケアラーの現状について、伺いたいと思います。

全国を見ると、中学生で17人に1人、高校生では24人に1人がヤングケアラーと言われています。

矢掛町において、ヤングケアラーの把握はまだまだだと感じています。ヤングケアラーがあらゆる場所で困られている現状の把握を十分されていないように思います。前回もお願いしましたが、教育課・

健康子育て課・福祉介護課の3課での対策チームを作って、早急な対応を望みます。矢掛町としての対応をどのようにするかをお尋ねさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 9番、川上議員さんのヤングケアラーについての御質問にお答えさせていただきます。

御質問の、教育課・健康子育て課・そして、福祉介護課の3課での対策チームを作るという点につきましては、前回の3月議会の私の答弁では「国は今年度から3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間としており、国の施策を有効活用し取り組んでまいりたい」という旨を御回答させていただいております。

その後ですが、3月16日に、その教育課、健康子育て課、福祉介護課の3課の課長と担当職員8名で対策会議を開催しております、今年度から岡山県のヤングケアラー支援体制強化事業を活用して対策を進めるということにしておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 御回答いただき、よくわかりました。

前回よりも質問内容からしても進んでいるというふうなことの御回答いただきありがとうございます。ヤングケアラーを探し出す方法を考える仕組みについて、新しく作っていただいたことには感謝いたします。

今後、ヤングケアラーをどのように支援し続けていくかは、今後の重要課題だと考えます。

町長にお尋ねします。ヤングケアラーに対して、今後、どのように対策を打たれるかをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 9番、川上議員のヤングケアラーについての再質問にお答えさせていただきます。

矢掛町といたしましては、ヤングケアラーを持つ御家庭にヘルパーを派遣するための予算、これを確保しております。

今後は、個別のケースごとに必要な対策があれば、積極的に予算化し、支援につなげたいというふうな思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 町長、なられたばかりで大変だと思いましたが、大変、お答えありがとうございます。本当に、ヘルパー予算を取っていただいたことを感謝いたします。

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っています。子どもが家事や家族の世話をすることは、ごく普通のことと考えますが、ヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負っていることが多いと思います。周りの人の気付き、声掛け、手を差し伸べることで、ヤングケアラーが、自分は1人じゃない、誰かに頼っていいんだよと思える、子どもが子どもでいられるまちを作っていきます。そして、今後、矢掛町のヤングケアラーがなくなることを期待して、質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時32分 休憩

午前10時48分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。それでは、12番浅野毅君、お願いします。12番、浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** 議席番号12番の浅野でございます。今回は、文化財保存活用地域計画の策定についてを1点、質問させていただきます。このことについて、令和2年6月議会、令和3年9月議会で、過去2回質問させていただいております。それぞれ丁寧な答弁をいただき、かつ、前向きな説明をしていただいております。

このたび、第三次矢掛町生涯学習推進基本計画に文化財を保存活用地域計画の取組が記載されております。町民の皆さんには、この計画とはなんぞやと思われる方もおられるかもしれません。そこで、簡単に一般論として、私の理解するところを述べさせていただきますと、例として、近畿地方の某市——N市と申し上げます、のホームページを参考にしますと、これは、どの市町村もおおむね国の指針を参考にしていると思われるので同じことではございますが、N市では、令和2年2月から、文化財保存活用地域計画——以下、地域計画と申し上げます、の作成を開始して、令和3年11月に計画認定に向けて、国に申請をしております。約1年半ぐらいですかね、掛けて、提出しております。

令和3年12月17日に、文化審議会より計画の認定が文化庁長官に答申され、当日認定されました。非常に計画段階から決まるまで早いなというのが一つの例でございます。

N市の計画の内容では、基本目標、これは、“地域の光を未来につなぐ歴史文化都市N”——これ、例えば矢掛でしたら、地域の光を未来につなぐ歴史文化都市矢掛というような名前になるかなと思いますが、市内に分布するさまざまな歴史文化遺産の課題から、それぞれに方針を掲げ、問題解決のための措置を記載しております。

前後しますが、地域計画とは、平成30年に文化財保護法の改正によりできた制度で、文化財の保存と活用に関する総合的な法的計画でございます。この計画を実施することにより、市民——町民といえますかね、所有者、団体、専門家、行政などが地域総掛かりで文化財を守り、生かし、伝える体制が構築され、文化財の確実な継承が図られることが期待されております。

令和3年12月17日現在、認定地区は全国で58市町村であります。岡山県内では、津山市とこの前、昨年末ですか。備前市が認定されております。

そこで質問に移りますが、当町の地域計画の趣旨、あるいは、意義目的及び今後の工程をお教えてください。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 矢掛町教育委員会教育長の山部でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

12番、浅野議員さんの文化財保存活用地域計画策定に関して、1点目の趣旨・目的、今後の工程ということについて、お答えさせていただきます。

この計画は、文化財の保存活用に関して、市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業などの実施計画を定め、これに従って計画的に取り組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存活用を一層促進するということが趣旨でございます。

また、目的につきましては、この計画の策定により、地域の多様な文化財の掘り起こしが進み、民間団体など、多くの参画を得ることで、所有者や行政だけでは困難な未指定を含む幅広い文化財の積極的な保存活用を推進することができ、確実な文化財の継承、さらに、地域の振興につなげることでありと考えております。

次に、今後の工程ですが、この計画の策定に当たっては最終的には文化庁の認定を受ける必要があります。一般的には3年間の作成期間を経て、認定となることが多いようでございます。

教育課といたしましては、令和6年度から8年度までの3か年でこの計画を策定する計画でございます。

3年もの期間を掛けて計画を策定するのは、この計画が、文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランであると同時に、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランも兼ねているところがございます。

このアクションプランの中には、先ほど申し上げました町民と協働で行う保存活動や普及啓発活動も含まれております。つまり、町民の皆さんの意識の醸成も図っていく必要があります。

そういう認識の中、教育課の現状を申し上げますと、重伝建選定を受け、本格的に伝建制度がスタートし、その運用を軌道に乗せることに鋭意努力しているところでございます。

また、令和4年度、5年度には、修理事業を行いながら、景観の向上に尽力するとともに、保存地区の防災計画の策定に向けて計画的に事業を進めております。さらに、かねてから住民の方々からの要望でありました浅海地区にあります毎戸遺跡の発掘調査につきましても、令和4年度から2か年をかけて実施する計画であります。

これらの事業は、文化財保存活用地域計画の重要な要素となり得るものであり、策定に当たっての重要なデータともいえるものでございます。

いま、申し上げた事業を進めるにあたり、2点目の、令和8年度までの計画策定を短縮できないかということですが、教育課といたしましては、長い年月を掛けて受け継がれてきた文化財を適切に保存し、町民の宝として地域活性化につなげていくために、時間を掛けて十分な調査や検証作業を行った上で計画策定を行いたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** いろいろ御答弁、いろいろありがとうございます。おっしゃってること、よくわかります。

ただ、いま、いろいろ申し述べられた重伝建とか防災とかいろんな絡みで、浅海の毎戸遺跡だとか、いろいろ業務がいっぱい逼迫しておりますが、そういうのも地域計画の基になるだろうという、それもよくわかるんですが、それは、計画出発までが丸2年ぐらい掛かるというお話なんです、もうだいたい、日頃皆さん、教育課の方もそうです、一般の町内有識者の方もそうですが、いろいろ研究されて資料はある程度は出来てるんじゃないかと思っておりますんで、そのへんの準備、もう少し早くなるんじ

やないかということと、申請後、全て3年ぐらいが標準だという。これ、一般に言われておりますんですが、長浜なんですよ、いま、申し上げたN市は。ここですと、もうそんなにも掛かってないですよ、短いところ。だから、できるだけスピードアップしたほうが、あまり長い間やってももうなかなかうまくいかないっていうのと、あと一つは、ちょうど、昨年までに矢掛町の三大事業が、完成まで出来ておりました、ちょうど矢掛町が波に乗っておる時なんで、いま、一緒にその地域計画も早目にやられたほうが、町のために効果になるんじゃないかなということで、私はこうやって申し上げます。

それともう一つは、部局内だけお忙しいのはよくわかるんですが、他に、町内にはいろんな有識者の方、文化財の保護の方とか、いろいろ方がいらっしゃるんで、そういう方の知見を集めて、それを提案なりさせてもらうようなことを考えられたらどうかというのも、これ一つの提案でございます。そういうことを考えております。御回答は要りませんので、そういうことでよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、11番土田正雄君、お願いします。土田君。

**○11番（土田正雄君）** 議席11番の土田でございます。農業振興施策について、2点の質問を行います。

日本の稲作農家は、1955年には201万戸ありましたが、2025年には37万戸、また、2030年には10万7,000戸に減るという予測がされております。

なぜ、これほどまでに米作り農家が減っていくのかというと、農家の平均年齢は、現時点で既に68歳になっており、今後数年で、大量に離農することが避けられないからです。

米の消費量が減って生産が足らなくなる前に、生産する農家がいなくなるのか、議論が分かれております。

そういった中で、コロナ禍で米の需要が落ち込み、コシヒカリでも一俵当たり一万円を割り込むところまで下落しました。農協の概算金に至っては、前年産と比べて、3,000円から4,000円も値下がりした産地もあります。組合員生産者も稲作経営のめどが立たず、米作りを断念する農家も出始めております。

それに追い討ちをかけているのが、コロナ禍での物流の混乱による肥料など、あらゆる生産資材の値上がりで、この状況が続くと、大規模農家でも採算を取るのが難しく、米作りを辞めるという選択肢はなくなるのが現状で、日本の米作りは危機的な状況を迎えております。

矢掛町の農業振興を図り、もって地域の活性化に資するために、次の質問を行います。1点目は、矢掛町の農業振興支援対策事業について。2点目は、農業振興対策基金の設立について。

以上、2点についてお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 11番、土田議員の農業振興施策についての御質問について、産業観光課からお答えします。

まず、令和3年度には、土田議員にも矢掛町認定農業者協議会の会長として御出席いただいておりますが、矢掛町農業ビジョンを策定しました。

第1点目の御質問、矢掛町農業振興支援対策事業についてお答えします。

産業観光課といたしましては、矢掛町農業ビジョンの3つの基本方針として、意欲ある農業者へ農地を集積・集約、担い手の確保・育成、高収益作物への転換を掲げております。また、この3つの基本方

針に基づいて、農業者、農業団体、事業者と行政が連携しながら、矢掛町の農業の振興と発展に向けて取り組んでいきたいと考えております。

具体的に、このビジョンに沿って、令和3年度に実施しました事業について、説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外食産業を中心とした米需要の減少等により令和3年産米の価格が大幅に下落し、矢掛町議会及びJA晴れの国おかやまから、町長へ支援の要望書の提出がありました。

そこで、次年度の生産資材等の一部も高騰する見込みの中、耕作意欲を失わずに次期作に向けて営農を継続して取り組んでいただけるよう、国のコロナ対策臨時交付金を財源として活用し、令和3年度に限り、矢掛町稲作経営継続支援対策事業補助金を令和4年2月に創設し、水稲作付面積が3反以上の町内販売農家の方を対象に246経営体の方へ、1,040万5,000円の補助金の交付を実施いたしました。

また、さまざまなリスクを補償する制度として、岡山県農業共済組合が取り扱う収入保険制度があります。収入保険は、自然災害や価格下落だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象で、原則として、全ての農作物を対象に、基準収入の9割を下回った時に、下回った額の9割を上限額として補填されます。

具体的には、農業者の経営努力では避けられない収入減少として、災害による作付不能、病気による収穫不能、倉庫の浸水被害、取引先の倒産、盗難や運搬中の事故、為替変動による損失等が挙げられます。また、加入条件としまして、青色申告がありますが、青色申告には複式簿記のほか、簡易な方式もありますし、岡山県でもステップアップ講習会として、農業簿記研修会も開催しています。すなわち、各農業経営体の経営を守り、リスク分散を図るための制度が収入保険制度です。

矢掛町では、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている農業者の経営安定化に資するため、岡山県農業共済組合が取り扱う収入保険の保険料について、収入保険の加入者の負担を軽減することを目的とし、矢掛町農業共済収入保険助成事業費補助金を創設しました。矢掛町内の農業者の方を対象に、10経営体に対して42万1,000円の補助金の交付を実施しました。

次に、第2点目の御質問、農業振興対策基金の設立についてお答えします。

今まで、農業振興につきましては、国、県の補助事業で対応してまいりました。

産業観光課としましては、土田議員から御質問のありました、農業の振興を目的とした基金の設立につきましては、その趣旨につきましては、大きな意味があると思います。そこで、まず、近隣及び県内の自治体等の先進事例を調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** 質問に対しての回答ありがとうございました。さらに、去年は国のコロナ対策臨時交付金を財源として、先ほど説明がありましたように、米1俵当たり1,000円を補助していただき、ありがとうございました。

収入保険は、農家の収入が減少した場合の対策であり、町内でも収入保険には14名しか加入しておりません。肥料や生産資材の価格が高騰した場合の支援策として、岡山県は、財源には、政府が物価高騰の緊急対策として配分した交付金を充て、補正予算で対応する予定と聞いております。

特に、肥料については、昨年春から、約2.3倍に値上がりしており、今年7月には一層の値上がりが予想されており、農業経営は窮地に立たされております。

そこで、1点目については、今後の補正予算などで、国の交付金等を活用した資材高騰に対する支援策に対する取組についてのお考えをお尋ねします。

次に、農業振興基金の設立については、農業を次の世代につなげていくために、今後もさまざまな課題が生まれてきた時、農家に対して、何らかの支援を行う場合の財源として準備しておくための基金でございます。

そこで、2点目については、農業振興基金の設立について、町長のお考えをお尋ねします。

以上、2点の再質問を行います。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** それでは、11番土田議員の農業振興対策についての第1点目の再質問、今後の補正予算などで国の交付金等を活用した資材の高騰に対する支援策に対する取組についてお答えします。

まず、資材の高騰に対する支援策については、農業団体等の動向及び国、県の対策につきましても、今後方針が示されるものと思っております。町といたしましても、その動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、このたびの6月補正予算の中で、新型コロナ対策総務管理費の中で、生活応援商品券事業費を計上してあります。この事業費につきましては、資材の高騰に対する支援策として御活用いただくことも可能と考えております。

また、関係機関の情報収集も含め、矢掛町内の農業者の皆様の実態の調査により把握に努め、今後の対応につきましては、必要に応じて国、県の補助事業の活用も考慮しながら対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、11番、土田議員の農業振興施策についての第2点目の再質問、農業振興対策基金の設立について、お答えいたします。

先ほど、産業観光課長が申しましたとおり、今までは農業振興につきましては、国、県の補助事業で対応してまいりました。

農業は、矢掛町の基幹産業であり、大変重要なものと位置付けております。土田議員から提案のありました農業の振興を目的とした基金の設立につきましては、私も大いに関心がございます。情報収集をしながら積極的に研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** 先ほどは担当課長、また、町長から積極的な前向きな回答をいただき、ありがとうございました。

農業経営は、先ほども申しましたように、今、非常に窮地に立たされております。時代に合ったスピーディーな対策を求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、1番土井俊彦君、お願いします。土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 議席1番、土井でございます。通告事項、矢掛町行政が取り組むまちづくりの現状について、地域振興の観点から、町内各地区の特性に即した地域の賑わいと地域住民の活気の醸成

に期した施策の方向性について執行部の御意見を伺いたく、早々に質問を始めさせていただきます。なお、議員として初めての一般質問ですので、要領を得ぬこともあるかと存じますが、なにとぞよろしくお付き合いのほど、お願い申し上げます。

現在、町が官民挙げて取り組んでいる賑わい創出事業は、町中心市街地、矢掛商店街を起点に展開されております。旧山陽道の宿場町として、本陣・脇本陣をはじめ、その遺構がそこかしこに残っているため、矢掛商店街が交流人口の受け皿になることは当然のことながら、この事業が始められて以来、町民として町全体を見た時、私はそれぞれの地区の特性に即した賑わい創出の在り方が必要なのではと感じておりました。このことは、2015年の観光元年宣言以来、少なからず町民の皆さんから声が上がっております。

このことについて、小田地区を事例に賑わい創出を考えますと、いにしへの間の宿の風情を残す堀越の商店街の現状とニーズに即したまちづくりについては、町行政としてはどのような施策を持って推進されていくのか、その方向性について執行部の御見解をお聞きします。

もちろん、地域住民の取組に対する思いと予算の兼ね合い等、さまざまな問題が多数あるということ承知していますが、まずは、小田の街の中は、矢掛町が進める賑わい振興の観点からどういう位置に置かれているのか、その方向性について、答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 総合政策監。

**○総合政策監（安部正和君）** 1番、土井議員の御質問、それぞれの地区の特性に即した賑わい創出の在り方について、どういう施策をもって推進していくのか、その方向性について。また、小田の街中は、矢掛町が進める賑わい振興の観点からどういう位置に置かれているのかについて。この2点に、お答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、議員の御説明の中でもございました矢掛地区は、コロナ渦にも関わらず、町内外から多くの訪問を受けてございます。これは、一般社団法人やかげまるごと商店街振興会をはじめ、地元の御努力もあり、盛り上がりを見せていることも事実でございます。

つまり、地区の皆様の情熱、機運、ニーズが合わさって、町では事業を展開しているところでございます。

町といたしましては、他の地区において賑わい創出を展開していく際においても、地区の皆様のニーズのほか、地区の盛り上がり、既存の取組といった地区の主体性を尊重しつつ支援を行い、推進していくことが重要であると考えております。また同時に、矢掛地区をはじめ、各地区の賑わいを町内全域に広げていくことも重要であると考えてございます。

各地区を訪れた方にほかの地区を知っていただいて、回遊していただく仕組みづくりも取り組んでまいりたいと思っております。

平成31年4月に発足いたしました、一般社団法人矢掛町観光交流推進機構——いわゆる、やかげDMOでございますが、このやかげDMOは、矢掛町内の賑わいにつながる資源の発掘も事業の一環として進めてございます。まだ誕生して日が浅くはございますが、日々まちづくりのノウハウを蓄積している組織でございます。

賑わい創出の施策推進にあたっては、各地区の皆様、やかげDMO、観光ボランティアの方々など、そして、町とが連携していくことが非常に効果的であると考えてございます。

続きまして2点目の、小田の街中、こちらの賑わい振興の位置付けについての御質問でございますが、

小田のまち、特に商店街を中心としたエリアにつきましては、ランドマークとも成りうる昭和の時代の建物などが数件現存しておられ、レトロな雰囲気を残してございます。

これら小田地区には、今までも地区の魅力発信を行っておられる“うさぎ会”や“トトロ”の皆様をはじめとした団体が御活動されていらっしゃる。地域の資源である、旧山陽道小田堀越間の宿。こちらを活用した地区の皆様が主体となった取組が、小田地区における賑わい創出のベースであると考えてございます。

しかしながら、矢掛商店街などと同様に空き家の活用も課題であると認識してございます。また、コロナ禍が続くために、毎年恒例の地区のイベントが中止や縮小となるような影響も出てはおりますが、今年5月には、うさぎ会主催の癒しのハピネスロードが2年ぶりに開かれるといった、マスコミにも取り上げられた手づくりのイベントが、小田地区を盛り上げていることは大変に明るい話題でございます。6月にも続いて企画されているとお聞きしてございます。

町といたしましては、小田地区は賑わい振興の機運のある地区と位置付けてございます。今後は、地区の主体性を尊重させていただきながら、賑わい創出を支援してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 再質問を行います。現在、矢掛町として取り組まれている賑わい創出事業の全体像、そして、小田地区の一つの事例として、歴史的な素地に対するまちづくりへの御見解と合わせて、この事業に関する執行部の総体的な方向性をお聞きしたわけですが、私としても御答弁にあったことへの理解を深めるため、今後も議会の一員として、しっかりこの賑わい創出事業に関わってまいりたいと考えます。

その理解を深めるため、小田地区のもう一つの特色を事例に、さらに執行部に御見解を伺いたいと思います。

小田、山ノ上地区については、干し柿の里として、広く町内外の方々に御支持を得てますが、ここ数年はコロナ禍の中で、恒例のイベントの開催もできない状況にあります。地域の特産としての誇りと生産力を盛り上げるこの催しイベントが停滞している今日、少数農家だけでは、山ノ上の干し柿の消費回復を促進する取組には限界があるのではと推察しますが、町行政としてはどういった対策を考えているのか。その有無と地域を取り巻く現状などの御見解を伺いたいのので、御答弁をお願いします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 1番、土井議員の再質問、山ノ上の干し柿の消費回復を促進するには限界があると推察するが、町行政としてどういった対策を考えているのか。その有無と見解について、産業観光課からお答えします。

矢掛町の推薦により、岡山県が、平成22年度に山ノ上集落を“おかやま元気！集落”として登録しています。矢掛町内のおかやま元気！集落は、山ノ上集落以外に、下高末集落、羽無集落、江良集落の合計4集落があります。

岡山県では、小規模高齢化集落など、単独では集落機能の維持が困難な集落が含まれる地域において、小学校区、大字等の広域的な運営により、集落機能の維持・強化に取り組む地域を市町村からの推薦により、おかやま元気！集落として登録し、中山間地域活性化の原動力と位置付け、市町村と連携を図りながら、その取組を総合的に支援しています。また、おかやま元気！集落への支援としまして、矢掛町

では岡山県と連携し、イベント情報の提供、販路拡大、販売支援等を行っています。なお、山ノ上干柿まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年、3年と2年間中止となっております。

そこで、令和2年度、岡山県が事業実施主体となり、知名度の向上や販路拡大を目指し、山ノ上集落へ大学生を受入れ、参加した大学生のアイデアを取り入れ、山ノ上農産物直売所の内部のレイアウトをリニューアルし、販売環境を整備されました。

また、令和3年度は、岡山市でおかやま元気！集落が特産品を販売するイベント“さとまちフェスタ”が開催されました。そのイベントに山ノ上集落が出店、販売をされ、干し柿は大変好評でした。

さらに、毎年干し柿のシーズンには、町内では山ノ上農産物直売所、JA晴れの国おかやま矢掛宿場の青空市きらり、水車の里フルーツトピアなど、町外では岡山県との連携により、平成30年度から、岡山市の晴れの国おかやま館等で販売や、また、山ノ上干柿生産組合へ直接注文を受けられ、お歳暮及び高級な贈答品として、全国へ山ノ上の干し柿を発送されたとお聞きしております。

このような状況で、例年同様に令和3年度も約5万5,000個の干し柿を完売されたとのこと。

また、山ノ上の干し柿をはじめ、加工品である“巻柿”や“ほし柿餅”も矢掛町ブランドとして矢掛町が認定しております。そして、ふるさと納税をはじめ、矢掛町の特産品としてPRを行い、販路拡大、販売支援を行っております。

現在、産業観光課といたしましては、山ノ上集落、山ノ干柿組合の自主性、主体性を尊重しながら、必要に応じて国、岡山県をはじめ、JA、岡山県中山間協働支援センターなどの関係機関や、他のおかやま！元気集落とも連携を図りながら、知名度向上や販路拡大等の御相談をお受けしております。

これからも、地元主体としての取組に対しまして、行政としてできる支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 担当課長の御答弁から、過疎化と並行した高齢化率の高いこの山ノ上地区の現状。特に、県内おかやま！元気集落への登録が、小規模集落といえども、干し柿の生産を通じて、地域住民の生きがいや先人から受け継いだ食文化や特産品を生み出すこの土地を守るといった、いわゆるやる気と元気。つまり、賑わいを起こす原動力となっている事を改めて感じる次第です。

そういった行政の施策継続が、おそらくコロナ禍にあっても干し柿の消費量が著しい減退に至っていないのは、と推察するわけですが、担当課長の御答弁をお聞きし、議員として、また地域住民の1人として、大変嬉しく思います。

今回、まちづくりと地域振興の施策の方向性に関する質問を行い、前段の執行部のお二人から御答弁をいただきましたが、さらに、間の宿と干し柿の里という歴史的な遺構と独自の地勢がもたらす自然の恵み、すなわち、矢掛随一の特産品を生む地区として、今後の小田地区の賑わい創出について、再々質問として、山岡町長の御見解の一端を伺いたいのので、御答弁をお願いします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 1番、土井議員の御質問、まちづくりの現状、今後の小田地区の賑わい創出について、お答えいたします。

御承知の通り、小田地区には、旧山陽道の間の宿である堀越宿、神戸山城址、山ノ上地区の干し柿、室町時代の歌人 正徹など、数々の歴史と豊かな自然に恵まれた特産品などが多くございます。

そして例年夏には、小田夏まつりも開催され、多くのお客様で賑わっています。

私といたしましても、多くの方々によって創り上げられた、こうした小田地区の歴史や文化を尊重し、地域の皆様との対話、そして、交流を大切にしながら、小田地区の更なる賑わいの創出に努めてまいります。

矢掛町内にはこのように、各地区で貴重な歴史的財産や多種多様な特産物がございますので、町内外にしっかりPRして、特産品の生産のサポート、商品化や販路拡大など、隙間の無い支援を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** それぞれのお立場の方々から御答弁をいただき、地域の賑わい、地域住民の活気を醸成し、推進する方向性についての執行部の見解に触れることができましたことは、大変有意義でありました。御答弁を参考に、今後は議員としての立場から関わるができる範囲において、賑わい創出といったまちづくりに微力ながら取り組んでいきたいと思っております。

中心市街地のみならず、それぞれの地域の特性に即したまちづくりについては、行政として、できる限り取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 以上で、通告のありました方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日9日の木曜日、午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、翌9日の木曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆さん御苦労さまでした。散会。

午前11時34分 散会



令和4年第4回矢掛町議会第2回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和4年6月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午前 9時33分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 土 井 俊 彦 | 出          | 2        | 昼 田 政 義 | 出          |
| 3        | 福 田 京 子 | 出          | 4        | 岸 野 榮 治 | 出          |
| 5        | 田 中 輝 夫 | 出          | 6        | 原 田 秀 史 | 出          |
| 7        | 小 塚 郁 夫 | 出          | 8        | 石 井 信 行 | 出          |
| 9        | 川 上 淳 司 | 出          | 10       | 花 川 大 志 | 出          |
| 11       | 土 田 正 雄 | 出          | 12       | 浅 野 毅   | 出          |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|                 |           |                       |           |
|-----------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 町 長             | 山 岡 敦     | 副 町 長                 | 山 縣 幸 洋   |
| 教 育 長           | 山 部 英 之   | 総 合 政 策 監             | 安 部 正 和   |
| 総 務 防 災 課 長     | 堀 賢 一     | 企 画 財 政 課 長           | 松 嶋 良 治   |
| 町 民 課 長         | 妹 尾 茂 樹   | 健 康 子 育 て 課 長         | 小 川 公 一   |
| 福 祉 介 護 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 産 業 観 光 課 長           | 妹 尾 一 正   |
| 建 設 課 長         | 渡 邊 孝 一   | 上 下 水 道 課 長           | 平 井 勝 志   |
| 教 育 課 長         | 藤 原 徳 忠   | 矢 掛 病 院 事 務 長         | 坪 田 芳 隆   |
| 会 計 管 理 者       | 稲 田 欽 也   | 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | 小 出 優 子   |
| 矢 掛 寮 長         | 西 山 弘 之   | 総 務 防 災 課 長 代 理       | 立 川 人 士   |
| 企 画 財 政 課 長 代 理 | 河 上 昌 弘   | 企 画 財 政 課 財 政 係 長     | 石 井 亮 太 郎 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第37号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改

正する条例制定について

議案第 38 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 39 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 40 号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 41 号 令和 4 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 2 陳情第 5 号 「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情

陳情第 6 号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。  
本日の出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第37号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第38号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第39号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第40号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第41号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第1、議案第37号から議案第41号までを一括議題といたします。  
これは、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第37号から議案第41号までは所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第37号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、総務文教常任委員会へ、議案第38号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第39号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第40号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、産業福祉常任委員会へ、議案第41号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 陳情第5号 「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情

陳情第6号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情

**○議長（花川大志君）** 日程第2、陳情第5号及び陳情第6号を一括議題といたします。

お諮りいたします。陳情第5号及び陳情第6号は、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、陳情第5号、「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情及び陳情第6号、精神保健医療福祉の改善に関する陳情は、産業福祉常任委員会に審査を付託することに決しました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 本日予定しておりました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は、15日の水曜日、午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、15日の水曜日、午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に、付託案件審査のため各常任委員会が、次の日程で開催されます。10日の金曜日、総務文教常任委員会が、午前9時30分から、産業福祉常任委員会が午前10時30分から、どちらも議会全員協議会室で行われます。また、予算決算常任委員会が、13日の月曜日、午前9時30分から、3階大会議室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会といたします。皆さん、御苦勞様でした。散会。

午前9時33分 散会

令和4年第4回矢掛町議会第2回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和4年6月15日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （閉会） 午前10時 6分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 土 井 俊 彦 | 出          | 2        | 昼 田 政 義 | 出          |
| 3        | 福 田 京 子 | 出          | 4        | 岸 野 榮 治 | 出          |
| 5        | 田 中 輝 夫 | 出          | 6        | 原 田 秀 史 | 出          |
| 7        | 小 塚 郁 夫 | 出          | 8        | 石 井 信 行 | 出          |
| 9        | 川 上 淳 司 | 出          | 10       | 花 川 大 志 | 出          |
| 11       | 土 田 正 雄 | 出          | 12       | 浅 野 毅   | 出          |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|                 |           |                       |           |
|-----------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 町 長             | 山 岡 敦     | 副 町 長                 | 山 縣 幸 洋   |
| 教 育 長           | 山 部 英 之   | 総 合 政 策 監             | 安 部 正 和   |
| 総 務 防 災 課 長     | 堀 賢 一     | 企 画 財 政 課 長           | 松 嶋 良 治   |
| 町 民 課 長         | 妹 尾 茂 樹   | 健 康 子 育 て 課 長         | 小 川 公 一   |
| 福 祉 介 護 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 産 業 観 光 課 長           | 妹 尾 一 正   |
| 建 設 課 長         | 渡 邊 孝 一   | 上 下 水 道 課 長           | 平 井 勝 志   |
| 教 育 課 長         | 藤 原 徳 忠   | 矢 掛 病 院 事 務 長         | 坪 田 芳 隆   |
| 会 計 管 理 者       | 稲 田 欽 也   | 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | 小 出 優 子   |
| 矢 掛 寮 長         | 西 山 弘 之   | 総 務 防 災 課 長 代 理       | 立 川 人 士   |
| 企 画 財 政 課 長 代 理 | 河 上 昌 弘   | 企 画 財 政 課 財 政 係 長     | 石 井 亮 太 郎 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第37号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

の一部を改正する条例制定について

議案第 38 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 39 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 40 号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 41 号 令和 4 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について

陳情第 5 号 「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情

陳情第 6 号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情



午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆様、おはようございます。

今月7日から始まった今定例会ですが、本日、最終日に全議案を採決いたします。一期の議員の皆さんには緊張の9日間であったろうと思いますが、その4名の方々も含め全議員の皆様には、最後まで厳正なる御判断を賜りますよう、謹んでお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第37号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第38号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第39号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第40号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第41号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について  
陳情第5号 「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情  
陳情第6号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情

**○議長（花川大志君）** 日程第1、議案第37号から議案第41号までと陳情第5号及び陳情第6号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る9日の本会議において審査をお願いした案件であり、委員会審査も終了しておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それではまず、総務文教常任委員長、浅野 毅君、お願いいたします。12番、浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** それでは、命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る6月9日、本会議において付託を受けました、議案第37号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、6月10日、総務文教常任委員会を開催し、全委員の出席のもと、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

審査の過程で、令和6年3月31日に効力を失うとある、国の法律に準じているものと思うが、今後延長となる見込みはあるのかとの質問がありました。上位法次第ということであり、全会一致で、議案第37号を了といたしました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら、他の委員に補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 続いて、産業福祉常任委員長、原田秀史君お願いいたします。6番、原田君。

**○6番（原田秀史君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る6月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第38号、議案第39号、議案第40号の3議案及び陳情第5号、陳情第6号の2件の審査のため、6月10日、産業福祉常任委員会を開催し、全委員の出席のもと、関係職員から説明を受けながら慎重に審査を行いましたので、その概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第38号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では、質疑はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第39号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、期間延長及び新型コロナウイルスに感染した被保険者に係る傷病手当金の実績についての質疑応答がありましたが、内容等に異議はなく、全会一致で了といたしました。

議案第40号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての審査では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における保険料の減免の対象者についての質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

陳情第5号、「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情の審査では、質疑はなく、採決の結果、賛成少数で不採択といたしました。

陳情第6号、精神保健医療福祉の改善に関する陳情の審査では、質疑はなく、採決の結果、賛成少数で不採択といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いします。5番、田中君。

**○5番（田中輝夫君）** それでは、命によりまして、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る6月9日の本会議において予算決算常任委員会に付託を受けました、議案第41号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）についての議案審査のため、一昨日13日の午前9時30分より予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、副町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、質疑等により慎重に審議いたしました。

審査の過程では、さまざまな質疑応答が行われましたが、質疑の詳細な内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、ここでの説明は、概要報告のみさせていただきます。

議案第41号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）についてであります。総務費では、行政手続オンラインシステム構築の費用、防災対策事業費、キャッシュレス対応レジ導入費、地域公共交通計画策定委託料の詳細。民生費では、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費、フードバンク事業補助金、難病者等通院支援金の詳細。衛生費では、医療機関物価高騰対策支援金の詳細。農林水産業費では、かんがい排水路工事費、危険ため池廃止工事費などの詳細と今後の計画。土木費では、かわまちづくり事業費、デジタルトランスフォーメーションアプリ導入調査検討等業務委託料の詳細と今後の計画。教育費では、海洋センターのプール大規模修繕などの施設整備工事の詳細等について、質疑応答がありました。また、コロナ禍の中で急激な円安が進行し、物価が高騰しており、学校・保育園・病院などの給食費補助の検討意見がありました。

審査の結果、本議案の審査を了とすることに賛成するものに起立を求めると賛成多数で、原案を了と

いたしました。以上が、予算決算常任委員会に付託された議案の審査概要であります。

執行部におかれましては、本委員会での意見や要望等に十分留意をいただき、適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

補足すべき事項がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 以上、それぞれ、委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。8番、石井君。

**○8番（石井信行君）** 議案第41号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について、反対討論をいたします。

土木費、かわまちづくりの事業費5,760万円、DXアプリ導入調査検討他について、執行部からの説明がありましたが、政府主導のまちづくりの自治体アプリなんだ、住民サービスになるんだとか、自治体デジタルインフォメーションという言葉で包括関連情報が得られる。コスト削減になるんだとか、イベント参加に役立つとか、スマホの活用などというふうな説明がありましたが、アプリが今年中にできるわけではないという説明もありました。

結局、質問に、何のためにこれをするのか。調査の対象は誰なのか。何なのか。ここら辺りでもはっきりとした回答を私はいただけたと思っておりませんし、この事業費の5,760万円の積算根拠、算出根拠は？という質問に対しても、明確な答弁はなかったように思います。入れ替わり立ち替わり、執行部からの説明はあったのですが、内容が、私のイメージ的にはさっぱりわかりませんでした。

これは、直接関わりがないということだと思うんですが、行政オンラインシステムとの絡みもあったのでしょうか。マイナンバーの導入などの説明もありました。これは、この普及率が低いとか警戒心がまだあるということもあって、マイナンバーの浸透今一なんです、そういうことには触れられず、とにかく便利になるんだということが強調されたように思います。このパートの疑惑の教訓が生かされているとは言い難いというふうに私は思います。

よって、土木費のかわまちづくり事業費一点に絞って、今次補正案に反対します。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 議案第41号について、ほかに討論はありますか。5番、田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 賛成の立場から討論させていただきます。

かわまちづくりにつきましては、町と河川管理者である県が共同で進めている事業でありまして、もし何か課題が見つければ、また国交省のほうへ相談に行くというふうな形で進められていると思います。

そういう中で、今まで矢掛町では、重伝建、道の駅、無電柱化というふうなことで、歴史的なまちづくりのために進めてきた事業であります。

そういうふうな中で、その隣に位置する小田側の整備なんかもすると、それらが相乗効果として表れるのではないかとこのように考えております。

先ほど費用のことも言われましたが、5,760万というふうな調査委託料であります、半額は国の地方創生交付金が当てられますし、その残りの半額についても2,300万円は地方交付税というふうなこと

で出されております。町の持ち出しというふうなことは比較的少なく、全体の一割程度というふうな私たちで聞いておりますし、この事業は進めていくほうが良い事業ではないかなというふうに思っており、賛成の立場で意見を言わせてもらいます。

**○議長（花川大志君）** そのほか、討論はありませんか。6番、原田君。

**○6番（原田秀史君）** 議案第41号に賛成の立場から討論を行います。

この補正予算は、骨格である当初予算の肉付け的なものであり、令和4年度の行政を執行する上で必要な予算であると思います。

特に、低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費やフードバンク補助金、新型コロナウイルス感染対策諸対策費などの予算は、コロナ禍及び物価上昇の昨今においては、安心して暮らすためのセーフティネットに関わるものであり、また、防災対策事業費、危険ため池廃止工事の予算は、防災対策の観点からも直ちに必要な予算であると思います。

以上の理由から、議案第41号に賛成をいたします。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 議案第41号一般会計補正予算案に対する討論、ほかにございせんか。

[なし]

**○議長（花川大志君）** その他の委員長報告に関する議案に対する討論はありませんか。8番、石井君。

**○8番（石井信行君）** 陳情第5号、「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情書、この不採択についての反対討論を行います。

コロナの弊害が2年以上続いております。医療、介護、看護、保育、福祉などの現場で働くケア労働者は、社会的に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとして認められ、そのおかげで私達も生活が成り立っております。一たび、コロナ感染がこの分野に広がると、社会生活がもたなくなるということは、介護の一つとっても、日々、私も実感できる毎日です。

しかし、この陳情にあるように、この分野の労働者の待遇は、この役割に見合ったものとは全くないことが少しずつマスコミでも取り上げられるようになってまいりました。

2022年2月から9月まで、介護、保育などでは月額9,000円。看護が月額4,000円の待遇改善事業が実施されることになりましたが、手続き期限が短く、民間では看護の対象が限定的だったこと、介護や保育でも10月以降の制度がどうなるのか、極めて不透明だったために申請がためらわれ、引上げ額は低い、補助金の対象職種が限定的というようなことも相まって、待遇改善には程遠い状況が続いております。

4つの要望事項が挙げられていますが、全てのケア労働者を対象とした待遇改善がどうしても必要だということ。単価を引き上げて、月額4万円以上、時給250円以上の引上げ、どうしても必要だと実現がいます。

3つ目の配置基準を抜本的に改善して、もっとケア労働者が交代して休めるような状態にしてほしいということと、それらを支えるための地方交付税を大幅増額して、この賃上げや待遇改善ができるようにしてほしいという要望は、切実なものだと思います。

毎日、コロナ感染のリスクにさらされ続けながらも、私達の生活を支え続け、支えてくださっている方々の待遇改善の声は、私達も支えていて、共に生きていける社会にしていこうというふうに私は思います。

1人でも多くの陳情賛成を強くお願いして、不採択反対の討論といたします。  
以上です。

**○議長（花川大志君）** 陳情に対するそのほかの議員の討論はありませんか。6番，原田君。

**○6番（原田秀史君）** 私は，陳情第5号の採択に反対の立場から討論をいたします。

陳情書の中で，看護，介護，保育に関わるケア労働者と全産業との平均賃金の格差を是正するために月額4万円以上の引上げを求めています。2020年の厚生労働省の賃金構造基本統計調査に基づく職種別平均賃金によりますと，役職者を除き，時間外勤務などの手当を含めた全産業平均賃金は35万2,000円で，これに対し，看護師39万4,000円，介護職員29万3,000円，保育士30万3,000円と，職種により実態が異なります。

また，それぞれ全国規模の就業人数を見ますと，看護師約168万人——これは2019年のデータです。介護士約183万人——同じく，これは2016年。保育士約59万人——同じく，2018年となっており，合計しますと約410万人です。

単純計算しますと，410万人が月4万円の引上げを行いますと，月に1,640億円，年間1兆9,680億円が，新たな財源として必要になり，財源確保の問題が生じてきます。

こうした看護職，介護職，保育職は，公定価格が決まっているので，賃金の改善を恒常的に進めるには，公定価格の引上げなどが必要になります。

公定価格を引き上げると，どんな影響があるか。介護を例に言いますと，報酬の財源は，原則10パーセントが利用者の負担，残り90パーセントが国民が支払っている介護保険料と公費です。

このように公定価格を上げれば，利用者負担が重くなりますし，公費を増額する方法もありますが，その財源も税金であり，国民負担は増えます。

また，これらの職場での職員の配置基準を大幅に増員とありますが，多分，これは大幅に引き上げるのではないかと思います。配置基準の引上げにより，介護士，看護師，保育士の不足に更に拍車がかかり，ひいては病院，介護施設，保育園の運営等にも影響しかねないのではと懸念をいたします。現状に即した，より慎重な検討が必要ではないかと思います。

確かに，こうしたエッセンシャルワーカーの方々の賃金等の待遇改善は必要と思いますが，看護職，介護職，保育職を一律，また，全国一律にそれをするのではなく，個々の職種の实情に沿ったもの，また，地域特性や社会の情勢動向を踏まえたものでなければならぬと思います。

以上の観点から，陳情第5号の採択に反対をいたします。

以上です。

**○議長（花川大志君）** そのほか，討論はありませんか。

[なし]

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより，採決を行います。

[8番石井信行君「議長。別件は」と呼ぶ]

**○議長（花川大志君）** 申し訳ございません。言葉が足りませんでした。討論を続行いたします。

そのほかの議案に対して討論のある方は，挙手をお願いいたします。8番，石井君。

**○8番（石井信行君）** 陳情第6号，精神保健医療福祉の改善に関する陳情の不採択への反対討論を行います。

日本の精神科医療は、諸外国に比べて半世紀以上の遅れを取っていると言われております。諸外国と異なり、施設費、施設療養生活が中心になっているからです。

病気の治療というよりは、精神疾患患者から社会を守ろうとする隔離によって、差別と偏見が助長され、人権侵害を起こしていることが国際的にも批判を浴びております。

日本の年間精神科受診者は420万近くに上っていると言われておりますが、一般病院に比べ精神病院は、診療報酬は低く抑えられ、医師や看護師の配置基準も一般病院に比べてかなり低くなっています。

コロナ危機の長期化によって生活様式が変わり、メンタルヘルス対策強化も緊急の課題となっている今、他の一般病院や介護施設と同じく、感染リスクに日々さらされながらの勤務実態ですので、一旦コロナ感染が広がれば、少ない人数でさまざまな対応が求められ、交替人員もままならず、休みも取れず、逃げ場がないと言われております。

ここに、4つの要望が出されています。隔離・拘束を原則として廃止する。それができるように、精神科専門職の配置基準を引き上げることが必要であるということ。それから、精神疾患や痴呆があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる、包括的で継続的な支援体制の整備を国が行う必要があるということ。3つ目の、隔離・拘束から、地域への移行を円滑に行うために、精神保健医療福祉予算の拡充や、職員の雇用保障、それから、教育研修を国が責任を持って行う必要があるということ。4つ目の、新型コロナウイルス感染症の拡大による、新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じる必要があるということの要求が出ております。

当然のことだと思います。

精神疾患、痴呆など、誰でも起こりうる疾患を隔離や拘束だけに頼って社会から切り離すやり方から、地域で包括的にケアできる仕組みを作るためにも、精神疾患や手法に取り組んで、私達を支えてくださっている方々の声を共に支えていく必要がどうしてもあります。1人でも多くの方の陳情賛成を心から願ひ、陳情不採択への反対討論といたします。

以上です。

**○議長（花川大志君）** そのほかの討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** それでは、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第41号と陳情第5号及び陳情第6号については、討論がありましたので、議案第37号から議案第40号までの条例改正案4件を議案第41号と議案第5号及び陳情第6号から分離して採決を行います。

お諮りいたします。先ほど討論のなかった議案第37号から議案第40号までの条例改正案4件について、委員長報告はこれを可とするものでありましたので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第37号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第38号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第39号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第40号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定につ

いては、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第41号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第41号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（花川大志雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第41号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

さらに、討論のあった陳情の採決を行います。先ほど、賛成反対それぞれ討論がありましたので、陳情第5号については、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。委員会の審査報告は不採択でございましたが、採決は、案件を可とする観点から皆さん御判断ください。

陳情第5号、「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情の案件を採択とする諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（花川大志君）** 起立少数と認めます。御着席ください。よって、陳情第5号、「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情は、不採択となりました。

さらに、討論のあった陳情の採決を行います。先ほど、委員長報告不採択に反対する討論——つまり、本件陳情に賛成する討論がありましたので、陳情第6号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。委員会の裁定は、前5号と同じように不採択でございました。

陳情第6号、精神保健医療福祉の改善に関する陳情の案件を採択とする諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（花川大志君）** 起立少数と認めます。御着席ください。よって、陳情第6号、精神保健医療福祉の改善に関する陳情は、不採択となりました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、また、各常任委員会での調査・研究につきましては、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、また、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第4回矢掛町議会第2回定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、第4回矢掛町議会第2回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 令和4年第4回矢掛町議会第2回定例会につきましては、9日間の会期でございましたが、上程いたしました計11の議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり、御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました、貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

また、福祉や子育て、産業、防災などさまざまな施策につきまして、町民の皆様のニーズにこたえられるよう、職員ともども一体となって取り組んでまいります。

町民の皆様が、明るく希望が持てるまちとなるよう、誠心誠意努めてまいりますので、一層の御支援と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、季節がら梅雨や台風によります風水害への注意も必要となりますし、夏場に向かうにつれて暑さも増してまいります。どうぞ、議員の皆様におかれましては、御自愛いただきまして、御健康でお過ごしいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 以上をもちまして、閉会といたします。

なお、この後、10時15分から、議会全員協議会を開催いたしますので、議員及び関係職員の皆様には、3階大会議室へ御参集ください。

それでは、皆さん、お疲れ様でございました。閉会。

午前10時 6分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会 議長

矢掛町議会 議員

矢掛町議会 議員